

# 2023 REPORT

東京三協信用金庫の現況のご報告 2023

TOKYO SANKYO SHINKIN BANK

 東京三協信用金庫

この街との“つながり”が誇りです

# 基本方針

国民大衆の金融機関に徹する  
常に健全性公共性の維持に努める  
絶えず経営の改善に努める

## 3ヵ年計画(令和3年度～令和5年度)

～情報をつなぎ、顧客課題の解決に挑戦する～

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| 1. 金融仲介機能の発揮 | 4. 人材育成              |
| 2. 営業力の強化    | 5. リスク管理・顧客保護・ガバナンス等 |
| 3. 効率化・生産性向上 | 6. 本店建替・店舗網等         |

## ごあいさつ

皆さまにおかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から3年が経過し、行動制限や入国制限の緩和、ウイズコロナの新しい生活様式の広まりから徐々にではありますが、正常化に向けて人の動きが活性化しております。しかしながら、長期に渡るコロナ禍は、社会に多くの爪痕を残しております。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、企業経営、生活、教育に様々な影響を受けておられる皆さまに、心よりお見舞申し上げます。

経済情勢においては、国際情勢の緊張等によるエネルギー・原材料価格の高騰、コロナ禍からの経済の再開、サプライチェーンのひっ迫等により世界的にインフレが進行しております。日本国内においても、急速な円安の進行が重なり、約40年ぶりの高い物価上昇率を記録し、企業経営、家計に大きな影響を与えております。また、欧米の金融機関の信用不安が表面化する等、急速な景気減速、金融不安が世界的に懸念されています。

このような経済環境、社会情勢のなか、当金庫は、相互扶助精神のもと預貸金業務に集中した地域金融の推進に徹するとともに、3ヵ年計画「情報をつなぎ、顧客課題の解決に挑戦する」に基づき、お客様との“つながり”を強化する業務運営に取り組んでおります。

令和5年度は、世界情勢の不透明感、インフレの長期化等により、引き続き厳しい景況感となるのが予想されます。このような状況下においてこそ、中小・小規模事業者の皆さまが経営環境の変化に翻弄されないよう、引き続き、資金繰りを支え、事業支援・課題解決に取り組み、地域の皆さまとともに歩むことが、地域金融機関のあるべき姿と考えています。

当金庫は、本年12月に新本店ビルのオープンを予定しており、令和7年10月には創立100周年を迎えます。これは、ひとえに地域の皆さまのご支援の賜物でございます。これからも地域の皆さまとの“つながり”を大切に、当金庫が真に必要なとされるよう、地域金融機関・協同組織金融機関としての使命を果たしていく所存です。今後とも変わらぬご支援とご高配を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和5年7月



東京三協信用金庫 理事長 中島 久喜

## 目次

ごあいさつ	1
■ 東京三協信用金庫について	3
■ 事業の概況	7
■ 東京三協信用金庫と地域社会	9
■ お客様支援の取り組み	11

■ 総代会について	15
■ 内部管理体制について	17
■ 業務のご案内	19
■ 計数・資料	23
■ 店舗一覧	46

# この街との“つながり”が誇りです

地域の皆さまとともに、地域経済の発展に積極的に取り組み  
皆さまのご繁栄に役立つ金融機関を目指します。



(令和5年3月31日現在)

## 行動規範『さんきょうの心構え』

### ～ 4つの“こころ”情熱・使命・絆・志～

わたしたち東京三協信用金庫の『さんきょうの心構え』は、“魅力ある役職員、魅力ある職場、魅力ある三協”を実現するための心構えを示しています。すべての役職員は、日々、お客様、地域社会、仲間との関わりの中で、どのような考えを持ちどのように行動すべきかを自分の“こころ”に問いかけます。

- 1. お客様への思い 『お客様のお役に立ちたいという“情熱”』**  
お客様こころの幸せ・喜び・笑顔のため、ひとりひとりに真摯に向き合い、お客様の期待を超えるサービスの提供と心のこもった対応、礼儀正しい立ち居振る舞いを実践します。
- 2. 地域社会への思い 『誠実さ・正直さを追求する“使命”』**  
すべての役職員はあらゆるルールを遵守し、長い時間をかけて築き上げてきたお客様・地域社会からの信頼を維持するため、誠実さ・正直さを持って行動します。
- 3. 仲間への思い 『お互いを認め、敬い、信頼し合う“絆”』**  
すべての役職員が同じ目的のために働く仲間（チーム）であることを認識し、お互いを思いやること、認め合うこと、信頼し合うことを大切にします。
- 4. 仕事への思い 『職責や役割を理解し、高みを目指す“志”』**  
働くことへの責任や厳しさ、自分に与えられた役割をすべての役職員が理解し、ひとりひとりが更なる知識の修得に努め、それぞれの立場に求められる役割を誠実に果たします。

# 東京三協信用金庫について

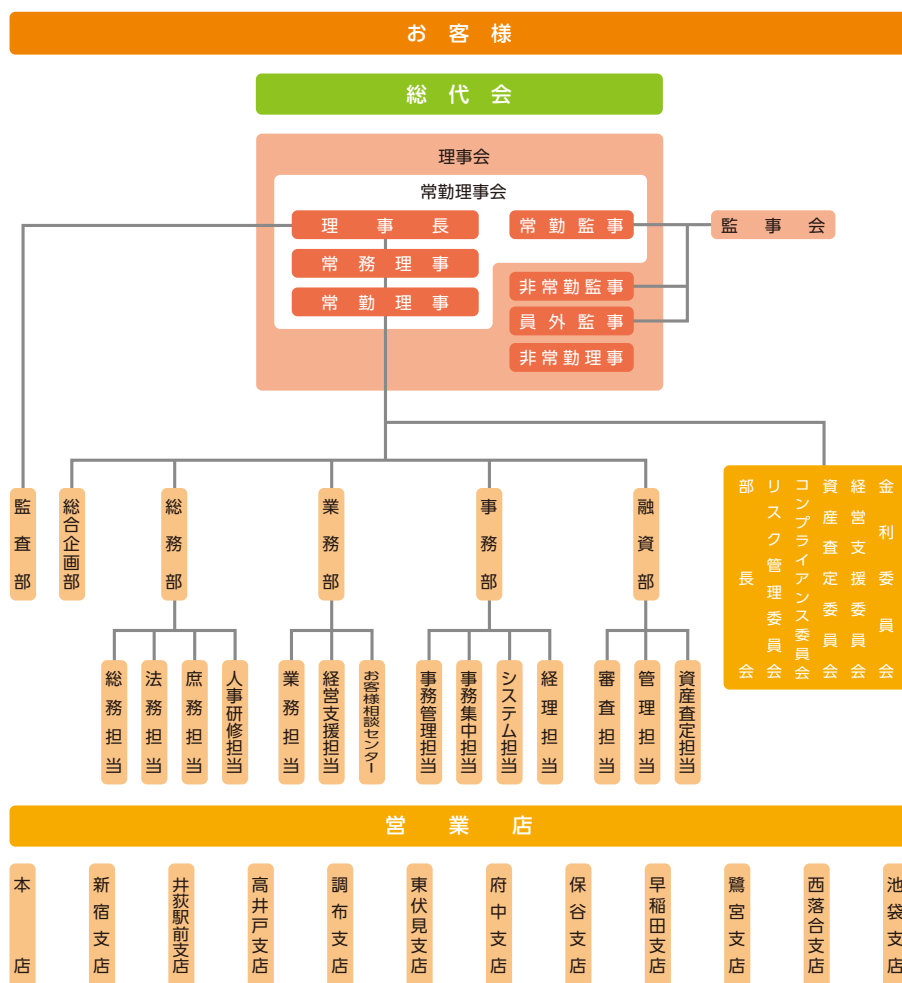
## 金庫概要

創立：大正14年(1925年)10月12日  
 本店所在地：東京都新宿区高田馬場2丁目17番3号  
 ※本店ビル建替のため、本店は仮店舗にて営業しております。  
 ※本店仮店舗：東京都新宿区高田馬場2丁目17番15号

出資総額：971百万円  
 会員数：10,551会員  
 店舗数：12店舗  
 常勤役員数：176名

(令和5年3月31日現在)

## 金庫の組織図



## 理事・監事の氏名及び役職名

理事長 (代表理事) 中島 久喜

常務理事 (代表理事) 遠藤 豊幸 (事務部担当)

常勤理事 高橋 勝 (融資部担当)

常勤理事 平川 昌幸 (業務部担当)

常勤理事 雨宮 正信 (総合企画部、総務部担当)

非常勤理事 古谷 修

常勤監事 田中 徹

非常勤監事 平澤 天志

員外監事 鈴木 信二(※)

(※)信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

(令和5年6月30日現在)



# 沿革

## 〈大正〉

14年10月 有限責任戸塚町信用組合設立  
初代組合長に西垣恒矩(農学博士)就任

## 〈昭和〉

18年 6月 第2代組合長に藤倉隆専務理事就任  
19年 8月 本店を新宿区戸塚町3丁目74番地より  
同町3丁目5番地(現 新宿区高田馬場2丁目)に移転  
24年 1月 戸塚町信用組合、東京建築信用購買利用組合、共隆信用購買  
利用組合が合併し、名称を東京三協信用組合とする  
新宿支店開設  
26年 8月 第3代組合長に門廻與勝専務理事就任  
10月 信用金庫法施行に伴い、東京三協信用金庫に改組  
36年10月 井荻駅前支店開設  
39年 5月 高井戸支店開設  
41年 8月 新宿支店お取引先を中心に「三協会」発足  
43年 3月 「預金推進委員(現:さんきょう拡充倶楽部)」委嘱、発会  
44年10月 調布支店開設  
45年 7月 旧本店ビル竣工  
48年 4月 東伏見支店開設  
51年 6月 府中支店開設  
12月 日本銀行と当座預金取引開始  
52年11月 日本銀行蔵入代理店認可  
53年 7月 保谷支店開設  
56年11月 早稲田支店開設  
61年12月 第4代理事長に中野武雄専務理事就任  
下落合支店開設  
63年 3月 「SBLC(現:ビジネスクラブさんきょう)」発会  
7月 鷲宮支店開設

## 〈平成〉

元年10月 西落合支店開設  
2年 7月 甲州街道拡幅に伴い新宿支店移転  
4年 5月 第5代理事長に一瀬春一専務理事就任  
8年 3月 預金積金残高1,000億円達成  
10年12月 旧本店ビル増築  
11年 2月 「さんきょう友の会」発会、第1回親睦旅行実施  
4月 第6代理事長に宮本基専務理事就任  
13年 4月 第7代理事長に津曲兼勇常務理事就任  
14年 6月 旧池袋信用組合より事業の譲受  
池袋営業部(現:池袋支店)・板橋支店・足立支店を新設  
第8代理事長に佐久間島吉常務理事就任  
16年 6月 お客様相談センター開設  
17年 4月 下落合支店を本店下落合出張所に変更  
18年10月 東伏見支店新築移転オープン  
19年 3月 第9代理事長に鳴海克實専務理事就任  
20年 6月 本店下落合出張所の窓口営業を終了  
12月 井荻駅前支店新築オープン  
21年10月 「若手経営塾 Terra小屋」第1期開塾  
23年12月 足立支店を板橋支店に統合  
高井戸支店新築移転オープン  
24年 6月 第10代理事長に村田光雄専務理事就任  
9月 「第1回ビジネスフォーラム」開催  
26年 4月 第11代理事長に吉田進常務理事就任  
12月 調布支店新築オープン  
27年10月 金庫創立 90 周年記念式典  
28年 3月 預金積金残高 1,500 億円達成  
29年 4月 板橋支店を池袋支店に統合  
31年 3月 貸出金残高 1,000 億円達成

## 〈令和〉

3年10月 本店ビル建設工事着工  
4年 6月 第12代理事長に中島久常勤理事就任

## 創立100周年に向けて

大正14年10月に設立した当金庫は、令和7年10月に創立100周年を迎えます。ひとえに、地域の皆さまのご支援のたまもの  
であり、これからも地域のために尽力してまいります。



当金庫の前身である「戸塚町信用組合」の設立許可証



昭和25年頃の出資証券



昭和40年頃の本店

### ■ 池袋支店開設 20 周年

平成14年に池袋営業部として開設した池袋支店が、令和4年6月17日に開設20周年を迎えました。



### ■ 記念商品の取り扱い

創立100周年に向け、皆様の日ごろのご愛顧の感謝として、令和5年1月より、懸賞品付記念定期積金「つなぐ未来～創立100周年に向けて～」をお取り扱いしています。

詳しくは、営業店窓口もしくは渉外担当者へご確認ください。



## 本店ビル建替えについて

令和3年10月に着工しました、本店ビル建設工事は、予定通りに進捗しており、本年9月に竣工、12月にグランドオープンを予定しています。

本店ビルは、お客様・地域の皆さまの利便性の向上、地域貢献、環境への配慮等をコンセプトとしております。



本店窓口のイメージ



本店ビル 完成イメージ

### ■ 記念商品の取り扱い

本店ビル竣工を記念し、令和5年6月より、金利上乘せ定期預金「つばさ」をお取り扱いしています。

詳しくは、営業店窓口もしくは渉外担当者へご確認ください。

### ● お取扱期間

令和5年6月20日～令和6年3月29日

※お取扱期間内であっても、募集総額に達し次第、終了させていただきます。



建設工事の様子(令和5年6月)



## 令和4年度の歩み

### 令和4年

4月 1日	令和4年度新入職員入庫式
5月18～20日	全店企画旅行「京都・有馬温泉 2泊3日の旅」
5月27日	ビジネスクラブさんきょう 総会・勉強会
6月 1日	金利上乘せ定期預金「未来～創立100周年に向けて～」取り扱い開始
6月15日	信用金庫の日 お客様サービスデー
6月21日	第98期通常総代会
10月28日	新宿区社会福祉協議会へ寄付
12月2日～9日	令和4年度地区別経営内容説明会
12月 8日	ビジネスクラブさんきょう 企業合同忘年会

### 令和5年

1月 4日	懸賞品付定期積金「つなぐ未来～創立100周年に向けて～」取り扱い開始
2月 7日	さんきょう友の会 観劇(新橋演舞場)
2月14日	ビジネスクラブさんきょう 新春講演会・賀詞交換会



全店企画旅行



信用金庫の日 店頭の様子



経営内容説明会



ビジネスクラブさんきょう 賀詞交換会



新入職員研修の様子



## 令和4年度の概況

### 金融経済環境

令和4年度は、国際情勢の緊張等によるエネルギー・原材料価格の高騰、コロナ禍からの経済の再開、サプライチェーンのひっ迫等により世界的にインフレが進行し、日本国内においても、急速な円安の進行が重なり、約40年ぶりの高い物価上昇率を記録し、企業経営、家計に大きな影響を与えております。また、欧米の金融機関の信用不安が表面化する等、急速な景気減速、金融不安が世界的に懸念されています。

### 業績

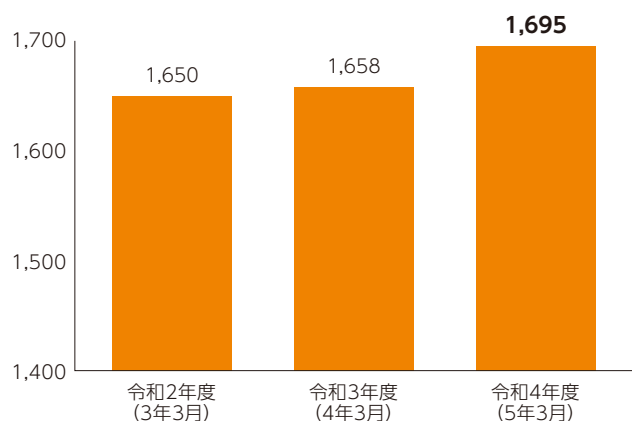
#### ■ 預金積金・貸出金の状況

預金積金は、令和4年度に取り扱いました、創立100周年に向けた記念定期預金「未来」および記念定期積金「つなぐ未来」を多くのお客様にご契約いただいたことや、事業資金のお預け入れ等があり、前期末から36億円増加しております。

貸出金は、「課題解決型金融」の実践による様々な資金需要等に対応しておりますが、一時的な資金需要であった大口融資の返済等があり、前期末から9億円減少しております。

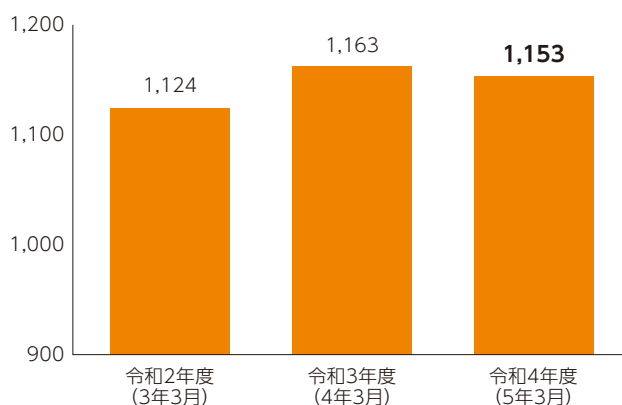
預金積金の推移

(単位：億円)



貸出金の推移

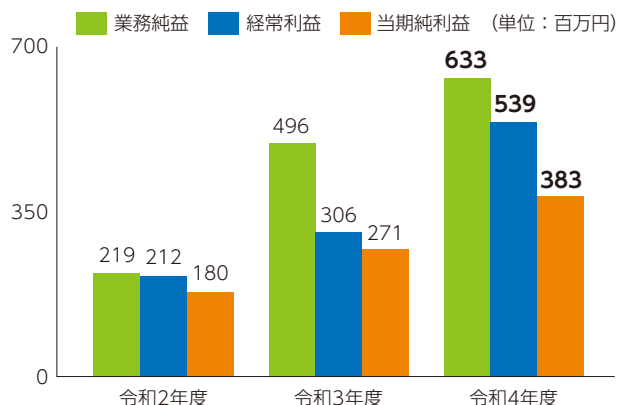
(単位：億円)



#### ■ 損益の状況

貸出金利息を中心とした資金運用収益の増加に加え、経費の節減に努めた結果、金融機関の本業での損益を示す業務純益は、前期より136百万円増加し633百万円となりました。また、経常利益は539百万円(前期比233百万円増加)、当期純利益は383百万円(前期比112百万円増加)となっております。

損益の推移



### 今後の事業の展開と課題

世界情勢の不透明感、インフレの長期化等により、引き続き厳しい景況感となることが予想されます。このような状況下においてこそ、中小・小規模事業者の皆さまが経営環境の変化に翻弄されることのないよう、引き続き、資金繰りを支え、事業支援・課題解決に取り組み、地域の皆さまとともに歩むことが、地域金融機関のあるべき姿と考えており、当金庫が真に必要とされるよう、地域金融機関・協同組織金融機関としての使命を果たしていく所存です。

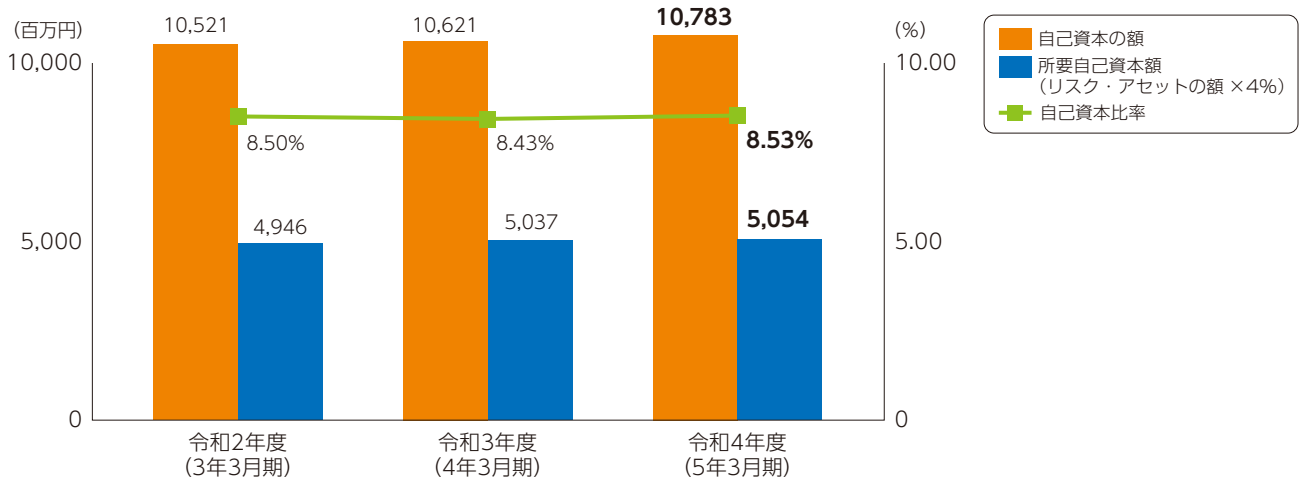


## 金庫の健全性

### 自己資本比率について

自己資本比率規制に基づき算出した結果、令和5年3月期の自己資本比率は、前期末から0.10pt上昇し8.53%となりました。国内基準である4%の2倍以上を確保しており、当金庫の経営の健全性は十分保たれています。

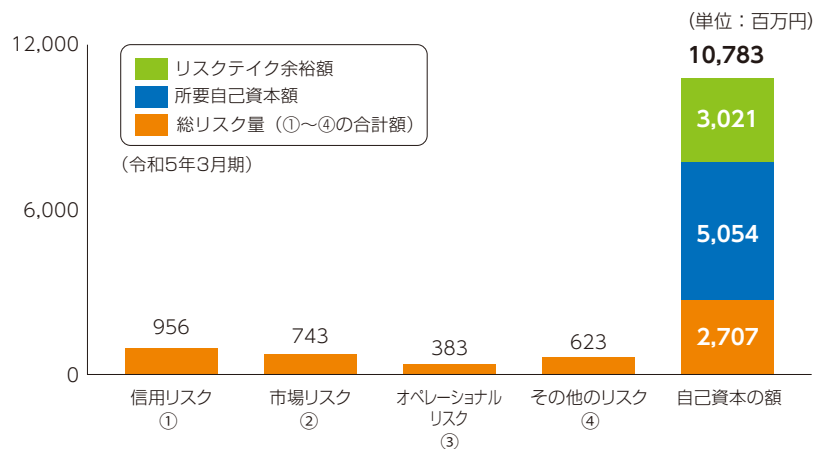
自己資本の額および自己資本比率の推移



### ■ 統合的リスク管理 (リスクの定量化)

当金庫は経営の健全性を維持、確保することを目的に各種リスクについて、現場で起きている事象などの定性面の問題点分析、対応策の検討や把握可能なリスクの計量化を行い、その合計額を総リスク量として自己資本総額と対比した定量的管理を行っています。

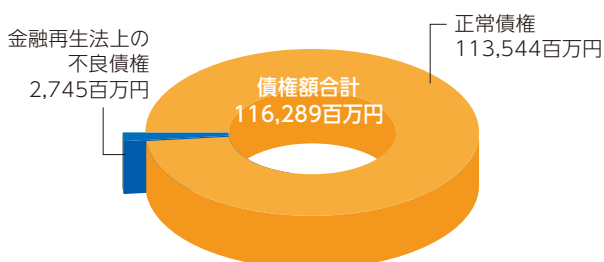
令和5年3月期の自己資本の額は10,783百万円となっており、総リスク量および所要自己資本額をカバーした余裕額は3,021百万円となっています。



### 不良債権の状況

金融再生法の開示債権 (いわゆる不良債権) に対する保全率は、担保や保証等による回収見込額及び貸倒実績率 (過去に発生した貸倒の確率等) に基づき算出された貸倒引当金により88.95%となっています。

#### 金融再生法開示債権 (令和5年3月)



※「債権額合計」は、金融再生法上で定められた開示債権の総額であり、「貸出金残高」とは異なります。

#### 金融再生法開示債権の保全状況 (令和5年3月)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	保全率(b/a)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,209	1,209	100.00%
危険債権	681	671	98.44%
要管理債権	854	561	65.74%
金融再生法上の不良債権	2,745	2,442	88.95%
正常債権	113,544		
債権額合計	116,289		
不良債権比率	2.36%		

## 地域社会の活性化を目指して

当金庫は、大正14年の設立以来、地域の皆さまや中小・小規模事業者の皆さまが会員となり、お互いに助け合い、支え合い、そして共に発展・繁栄していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の協同組織金融機関です。地域のお客様からお預かりした大切な預金は、ご融資という形で資金を必要としている地域のお客様にご利用いただいています。また、こうした金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化へ積極的に取り組んでいます。



### ■ 三協会

三協会は、昭和41年に新宿支店のお客様を中心に発足し、以降全営業店で組織されました。地域交流の活性化、取引先企業の繁栄、会員相互の親睦を目的としており、各三協会独自の親睦旅行、勉強会、交流会等を実施しています。

### ■ 地域行事等への参加

当金庫は、地域の皆さまとの“つながり”や“ふれあい”を大切にしており、各営業店近隣地域の祭礼や伝統行事、イベント等に役職員が参加し、地域社会の活性化、地域文化の発展のお手伝いをしています。また、地域交流の一環として、営業店主催の勉強会や懇親会の開催、地元小中学校の職場体験の受け入れ等を実施しています。



### ■ 特殊詐欺未然防止

高井戸支店渉外担当者の機転により特殊詐欺の拡大を防止したとして、高井戸警察署より感謝状が授与されました。

一層巧妙化する特殊詐欺に対し、お客様が被害に遭うことの無いよう、注意を払い、お声掛けをし、場合によってはお振込やご出金の理由を立ち入ってお聞きすることもございますが、お客様の大切な財産をお守りする方策でございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。



#### みまもり定期預金「ことぶき」の取扱い

特殊詐欺の未然防止を目的として、普通預金からのお振替にて定期預金(通帳式・証書式)を作成いただくと、1年間店頭表示金利に0.05%が上乘せとなる、『みまもり定期預金「ことぶき」』を取り扱っています。なお、本商品は、契約時満65歳以上の方に限ります。

## ■ 新宿区社会福祉協議会へ寄付

令和3年度に取り扱いました、「さんきょう拡充倶楽部定期積金」および「想いをつなぐ定期積金」のご契約総額の0.05%相当額を当金庫より新宿区社会福祉協議会へ寄付させていただきました。

寄付金は、同協議会が開催する、「食の支援が必要な子育て世帯を対象とした食品配付会（フードパントリー）」等に充当されています。



## ■ 職業学習への協力

早稲田支店にて、地元中学生の職業体験に協力し、社会人としてのマナーや信用金庫の業務等についての研修、通帳の作成体験等を行いました。



## ■ さんきょう友の会

さんきょう友の会は、当金庫で年金をお受け取りいただいているお客様で組織され、年会費は無料です。お客様の安心した生活のお手伝いとして、「入会時のプレゼント」「お誕生日プレゼント」「旅行・観劇等のご優待」「金利優遇定期預金『あんしん 350』」「団体傷害保険『シニアサポーター』」等様々なサービスを提供しています。

## ■ 無料お客様相談会の開催

当金庫では、「無料年金相談会」および「無料法律相談会」を毎月開催しています。当金庫が契約する社会保険労務士（年金相談）、弁護士（法律相談）と連携して、お客様の持つ悩みを解決するお手伝いをさせていただきます。

## ■ 相続遺産整理手続きサポート

相続や遺産整理について、士業専門家や提携先企業と連携し、必要書類の収集、手続き等、ワンストップでの支援を行っています。  
提携先企業：株式会社 NCP相続センター

## ■ お体が不自由な方への取り組み

少しでも便利に当金庫をご利用いただけるよう、取り組みを進めています。

### ● 職員の代筆

目の不自由な方等が窓口で行う入出金・振込等のお取引に関しまして、ご自身での署名が困難な場合は、当金庫の職員が複数名立会いのもと、職員が代筆いたします。

### ● 音声案内・拡大文字表示機能付ATMの設置

ハンドセット方式による音声案内や、かんたんモードにより文字表記を拡大できるATMを設置しています。また、このATMは車いすに座ったままでも操作がしやすくなっています。

#### ハンドセット方式

目の不自由な方に配慮した、タッチパネルを使用しなくても操作を行うことができるATMです。タッチパネル脇に備え付けられた受話器に電話機と同配列のキーが取り付けられています。また、受話器からは操作案内音声流れます。

#### かんたんモード

タッチパネルの「かんたんモード」を押すことによって、文字表記が大きくなり、また、ゆっくりとした音声案内になります。

### ● バリアフリー化

車いすの方にも便利にご利用いただけるよう、店内のバリアフリー化に努めています。店内にはバリアフリートイレ、エレベーターを設置\*しています。

\*設置店舗：井荻駅前支店、高井戸支店、調布支店、東伏見支店

### ● 各種ツールの店頭設置

全営業店の窓口に「電子筆談器」「携帯助聴器」「コミュニケーションボード」を設置しています。

### ● 通帳の文字を見やすく

預金通帳に、ユニバーサルデザインの考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



電子筆談器



携帯助聴器



コミュニケーションボード

# お客様支援の取り組み

## 経営革新等に取り組む中小企業への支援

当金庫は、平成 25 年 2 月 1 日付けで、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、財務省関東財務局並びに経済産業省関東経済産業局から「経営革新等支援機関」として認定を受けました。事業の発展を目指し、経営革新等に取り組む中小・小規模事業者の皆さまに寄り添い事業計画の策定支援や実施に関するサポートを行います。



### ■ 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

#### ● 経営者保証に関する取組方針

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下の通り取り組みます。

1. お客様が融資等資金調達のお申し込みをした場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替える融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客様の意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求める必要がある場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。  
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応致します。

#### ● 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	134件	111件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	10.79%	10.03%
保証契約を解除した件数	0件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

### ■ 「新宿区中小企業支援ネットワーク会議」の発足

新宿区と当金庫を含む新宿区内に本支店等を置く6金融機関による「新宿区中小企業支援ネットワーク会議」が発足しました。今後、会議にて情報交換やノウハウの共有等を行い、中小企業の抱える課題解決への支援へ繋げていきます。

## ■ ビジネスクラブさんきょう(BCS)

昭和63年に発足したビジネスクラブさんきょう(発足当時の名称「SBLC」)は、法人代表者および個人事業主の皆さまを中心に組織され、会を通じて、会員相互の事業の発展、ビジネスマッチング、見識とネットワークを広げるための活動を実施しています。令和4年度は、3期ぶりに集合形式の勉強会、講演会、懇親会等を開催しています。



## ■ 東京都よろず支援拠点 オンライン個別相談会

中小事業者様向けの相談窓口であり、経営課題全般について専門的な助言を「無料で」「何度でも」利用できることが特色となっています。事業者様の利便性向上を図るため、当金庫営業店にてリモート形式での個別相談会を開催しています。また、「東京都よろず支援拠点」のコーディネーターを講師に招き、営業店にて様々なセミナーを開催しています。



## ■ 「SCBふるさと応援団」新宿区事業へ寄付

当金庫より、信金中央金庫の地域推進スキーム「SCBふるさと応援団」の寄付先に、新宿区の「金融機関と連携した区内地場産業のプロモーション及び販路開拓支援事業」を推薦し、企業版ふるさと納税を活用した寄付が決定しました。

## ■ しんきん優良企業表彰

当金庫新宿支店お取引先が、東京都信用金庫協会・しんきん協議会連合会・東京事業経営者会が主催する優良企業表彰において、優秀賞を受賞されました。優良企業表彰は、信用金庫のお取引先企業の中から優れた成果をあげられた企業を選出する制度であり、表彰対象企業約13,000社の中から、38社が各賞を受賞されました。



## ■ 支援機関・提携先企業・専門機関等との連携

当金庫は、支援機関・提携先企業・専門機関・専門家等と連携を図り、お客様の課題解決に向けた支援を行っています。



### 創業・起業の支援

地域での創業・起業について、連携支援機関、民間シェアオフィス、東京富士大学、外部専門家等と連携し、各々の強みを活かしたワンストップでの支援を行っています。

連携支援機関等 | ・東京都よろず支援拠点 ・東京都中小企業振興公社 ・中小企業基盤整備機構  
・東京商工会議所 ・(株)日本政策金融公庫



### 人材確保の支援

従業員の確保や福利厚生の充実について、支援機関、提携先企業と連携し支援を行っています。また、当金庫と職域サポート契約を締結いただいている事業所の従業員様向けに、優遇商品(金利優遇住宅ローン等)を充実させ、福利厚生面における事業支援を行っています。

連携支援機関等 | ・東京都よろず支援拠点 ・東京都中小企業振興公社  
提携先企業 | ・ミイダス(株) ・(株)マイナビ



### 所有不動産有効活用の支援

所有されている不動産の空室対策や建物の老朽化対策、相続対策などの不動産のご活用について、提携先企業と連携し、各社の特性を活かした様々な支援を行っています。

提携先企業 | ■建設・リフォーム  
・大成ユーレック(株)  
・大成建設ハウジング(株)  
・大和ハウス工業(株)  
・ミサワホーム(株)  
・積水ハウス(株)  
・三菱地所ホーム(株)  
・パナソニックホームズ(株)  
■不動産管理  
・(株)マルイホームサービス  
・東急住宅リース(株)  
■不動産売買  
・野村不動産ソリューションズ(株)  
・大成有楽不動産販売(株)  
・ミサワホーム不動産(株)  
■コンビニエンスストア  
・(株)セブン-イレブン・ジャパン  
・(株)ファミリーマート  
・(株)ローソン



### 事業承継の支援

後継者への事業引継ぎ、後継者対策等について、支援機関、提携先企業と連携して支援を行っています。当金庫を通じて、提携先企業等に相談をすることで、お客様の課題等の整理や具体的な対応策について助言を受けられます。

連携支援機関等 | ・東京都中小企業振興公社 ・東京都事業引継ぎ支援センター  
・東京都よろず支援拠点 ・ビジネスサポートデスク東京西  
・T²BASE多摩・島しょ経営支援拠点 ・信金キャピタル(株)  
提携先企業 | ・税理士事務所クオリス

## 金融仲介機能のベンチマークに関連した取り組み

当金庫は、金融仲介機能を発揮し、企業の価値向上や生産性向上に資する取り組みを行うため、金融仲介機能を客観的に評価するための指標として「金融仲介機能のベンチマーク(以下、ベンチマーク)」を定めています。

当金庫の取り組み状況についてお知らせするとともに、今後もお取引先のニーズや課題に応えながら、課題の解決などに取り組み、地域経済の活性化に貢献してまいります。

### ■ 令和4年度のベンチマーク評価(基準日：令和5年3月31日)

#### 1. 取引先企業の支援

当金庫は、金融仲介機能を十二分に発揮することで、お客様・地域・当金庫の共生を目指すべく、お客様の資金調達への対応や成長を支援し、地域の活性化に向けて取り組んでいます。

#### (1) 当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている貸出先数及び貸出金残高

当金庫は、担保・保証に過度に依存することなく、お客様の事業性を評価した融資に取り組んでいます。

(単位：先、百万円、%)

	令和3年度		令和4年度		対前期比	
	先数	貸出金残高	先数	貸出金残高	先数	貸出金残高
貸出先数及び貸出金残高	3,445	116,357	3,369	115,365	△76	△991
事業性評価に基づく融資を行っている貸出先数及び貸出金残高	119	413	145	530	26	117
上記計数が占める割合	3.45%	0.35%	4.30%	0.45%	0.85pt	0.10pt

#### (2) 課題解決対応シートの受付件数及び内訳

当金庫は、お客様の課題解決に向け、積極的に取り組んでいます。

令和4年度は、ビジネスマッチング紹介件数 323 件のうち、271 件が成立(商取引に発展)しました。なお、当金庫との協調融資等の金融支援上のマッチングも含めています。

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	対前期比
課題解決対応シートの受付件数	602	508	△94
うち、ビジネスマッチング紹介件数	402	323	△79
うち、ビジネスマッチング成立件数	285	271	△14
うち、関与した創業件数	93	97	4
うち、国の中小企業支援策の活用を支援した件数	90	97	7

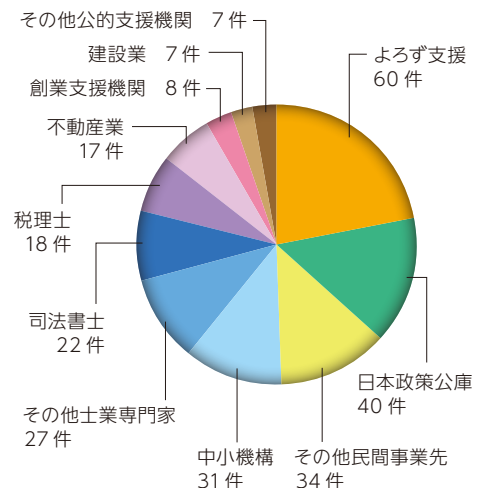
※課題解決対応シートの内容が複数の項目にまたがっているケースがあるため、受付件数と内訳の合計は一致しません。

#### (3) 事業別のマッチング成立件数

(単位：件)

令和3年度				令和4年度				成立件数 対前期比
マッチング成立件数				マッチング成立件数				
内訳		内訳(細目)		内訳		内訳(細目)		
民間事業先	73	不動産業	36	民間事業先	58	不動産業	17	
		建設業	10			建設業	7	
		その他	27			その他	34	
士業専門家	75	司法書士	32	士業専門家	67	司法書士	22	
		税理士	31			税理士	18	
		その他	12			その他	27	
公的支援機関	137	中小機構	63	公的支援機関	146	中小機構	31	
		日本政策公庫	35			日本政策公庫	40	
		よろず支援	18			よろず支援	60	
		創業支援機関	17			創業支援機関	8	
		その他	4			その他	7	

#### 令和4年度 事業別のマッチング成立件数



#### (4) 取引先の本業支援に関連する中小企業支援策を活用した先

(単位：先)

	令和3年度	令和4年度	対前期比
中小企業基盤整備機構の各種支援策の活用	63	31	△32
認定支援機関の経営改善支援	1	0	△1
よろず支援拠点の活用	18	60	42
各種補助金申請の支援	8	6	△2
知的資産経営報告書の策定支援	0	0	0
合計	90	97	7

## 2. 新規事業開拓を目指す取引先企業等への支援

当金庫は、地域の活性化を目指し、地元での創業をお考えの方への支援に積極的に取り組んでいます。

### 創業・第二創業を支援した件数及び支援内容の内訳

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	対前期比
関与した創業件数	93	97	4
創業計画書の策定支援	27	26	△1
創業期の融資【プロパー】	25	35	10
創業期の融資【信用保証付】	16	19	3
政府系金融機関や創業支援機関への紹介	25	17	△8
助成金・投資の支援	0	0	0
関与した第二創業件数	0	0	0

## 3. 中小事業所向け福利厚生支援

当金庫は、地域の中小事業所に勤務する従業員様への福利厚生サービスの充実と資産形成を目指し、職域サポート契約を締結していただいた事業所の従業員様向けに優遇サービスを実施しています。

### (1) 職域サポート契約件数

(単位：先、名)

	令和3年度	令和4年度	対前期比
契約事業所数	1,756	1,766	10
対象従業員数	13,006	13,205	199

※契約対象事業所……当金庫営業エリア内の中小企業・個人事業者

### (2) 職域サポート契約先向けローン商品の契約件数及び残高

職域契約事業所の従業員様は、優遇金利を適用した「住宅ローン」「サポートローン」をご利用いただけます。

(単位：件、百万円)

	令和3年度	令和4年度	対前期比
件数	134	113	△21
住宅ローン	35	38	3
サポートローン	99	75	△24
残高	1,249	1,336	87
住宅ローン	1,156	1,246	90
サポートローン	93	90	△3

※ご利用にあたっては、所定の審査をさせていただき、場合によってはご希望に添いかねることもございますので予めご了承ください。



## 総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員数がたいへん多いため、総会に代えて総代会制度を採用しています。総代会は、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。なお、当金庫では、総代会だけではなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

### ■ 第99期通常総代会の決議事項等

令和5年6月20日に開催した第99期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

#### 〔報告事項〕

- ・ 監事による監査報告
- ・ 第99期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

#### 〔決議事項〕

- ・ 第1号議案 法定準備金限度超過額取崩の件
- ・ 第2号議案 第99期剰余金処分案承認の件
- ・ 第3号議案 会員除名の件
- ・ 第4号議案 定款の一部変更の件
- ・ 第5号議案 総代候補者選考委員の選任の件



第99期通常総代会  
(ハイアットリージェンシー東京)

## 総代の選任の方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っており、以下①～③の手続きを経て選任されています。

### 会 員

地区を4区の選任区域に分け、選任区域ごとに総代の定数を定めます。

第1区  
東京都新宿区

第2区  
東京都杉並区

第3区  
東京都23区の中、新宿区、杉並区を除く21区

第4区  
第1～3区以外の営業地区

#### ①総代候補者選考委員の選任 (各区の会員から3名以上)

会員の中から総代候補者選考委員を「総代候補者選考委員選考基準」に基づき総代会で決定し、理事長が選考委員を委嘱。

総代候補者選考委員の氏名を営業店掲示場に掲示

#### ②総代候補者の選考

総代候補者選考委員は「総代候補者選考基準」に基づき総代候補者を選考し、理事長に報告。理事長は総代候補者氏名を1週間以上営業店掲示場に掲示。この掲示について電子公告により公告。

総代候補者の氏名を営業店掲示場に掲示

#### ③総代の選任

- A) 会員から異議がない場合または選任区域の会員数の1/3に達しない会員からの異議申出があった総代候補者について理事長は総代に委嘱。  
B) 会員からの異議申立が選任区域の会員数の1/3に達した総代候補者については、当該候補者に代え上記②の手続きにより他の総代候補者を選考する。ただし、当該総代候補者の数が、その選任区域の総代の定数の1/2に満たない場合は、改めて選考を行わない(欠員とする)ことができる。

総代の氏名を営業店掲示場に1週間以上掲示

会員の総意を適正に反映するための制度

総 代 会

決算に関する事項、理事・監事の選任等重要事項の決定



## 総代の氏名および総代の選任区域

(令和5年6月30日現在、順不同、敬称略、数字は就任回数)

<b>第1区 (20名)</b>
東京都新宿区 難波 輝守 <sup>①</sup> 穴口 勝彦 <sup>⑩</sup> 飯島 英子 <sup>⑧</sup> 吉鶴 志郎 <sup>⑦</sup> 露木 孝憲 <sup>⑦</sup> 加納 由雄 <sup>⑥</sup> 岩崎 良夫 <sup>⑥</sup> 金野 博 <sup>⑤</sup> 矢口 実 <sup>⑤</sup> 馬場 章夫 <sup>③</sup> 星野 高行 <sup>③</sup> 小坂 昌弘 <sup>②</sup> 神宮司真也 <sup>②</sup> 平山 茂 <sup>②</sup> 塩崎 耀久 <sup>②</sup> 佐々木健太 <sup>①</sup> 望田 正吾 <sup>①</sup> 藪内 謙治 <sup>①</sup> 佐橋 厚彦 <sup>①</sup> 小式海正彦 <sup>①</sup>
<b>第2区 (14名)</b>
東京都杉並区 田澤 敏夫 <sup>⑮</sup> 伊田 明行 <sup>⑬</sup> 大澤 喜一 <sup>⑪</sup> 平澤 角治 <sup>⑩</sup> 井口哲次郎 <sup>⑨</sup> 高野 征男 <sup>⑨</sup> 棚部 重夫 <sup>⑥</sup> 島袋 修一 <sup>⑥</sup> 星野 高久 <sup>⑤</sup> 本田 信治 <sup>③</sup> 山本 秀哉 <sup>②</sup> 高橋 義勝 <sup>②</sup> 鈴木 雅之 <sup>①</sup> 青木 正仁 <sup>①</sup>
<b>第3区 (23名)</b>
東京都23区の中、新宿区、杉並区を除く21区 大沢 良雄 <sup>⑪</sup> 村上 祐三 <sup>⑩</sup> 伊藤 長市 <sup>⑨</sup> 野口 圭也 <sup>⑨</sup> 小林 義之 <sup>⑦</sup> 有山 茂明 <sup>⑦</sup> 河手 啓一 <sup>⑥</sup> 川口 志朗 <sup>⑥</sup> 望田 捷敏 <sup>④</sup> 須藤 史郎 <sup>④</sup> 兼村 仁 <sup>④</sup> 平石 雅也 <sup>③</sup> 藍川 眞樹 <sup>③</sup> 須藤 康司 <sup>③</sup> 岡庭 伸行 <sup>③</sup> 須藤 雅巳 <sup>②</sup> 本多 秀毅 <sup>②</sup> 中村桂一郎 <sup>②</sup> 大橋 伸光 <sup>②</sup> 安藤 一郎 <sup>①</sup> 名嘉 明男 <sup>①</sup> 星野 一歩 <sup>①</sup> 竹島 秀樹 <sup>①</sup>
<b>第4区 (26名)</b>
東京都立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、西東京市、 国立市、狛江市、清瀬市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市および埼玉県新座市 福岡 義昭 <sup>⑨</sup> 平沢 勝 <sup>⑧</sup> 田中 實 <sup>⑧</sup> 浅野雄一郎 <sup>⑦</sup> 浅野 宗彦 <sup>⑦</sup> 松村 一夫 <sup>⑦</sup> 西村 司 <sup>⑥</sup> 小菅 誠 <sup>⑤</sup> 古谷 正志 <sup>⑤</sup> 中田 茂 <sup>⑤</sup> 石黒 晴夫 <sup>③</sup> 鈴木 庸夫 <sup>③</sup> 小野寺 透 <sup>③</sup> 篠塚 秋夫 <sup>③</sup> 井上今朝文 <sup>③</sup> 小熊 陸夫 <sup>③</sup> 齊藤 幸司 <sup>②</sup> 荒井 一如 <sup>②</sup> 小菅 正人 <sup>②</sup> 岡本 弥尋 <sup>②</sup> 赤坂 博之 <sup>①</sup> 小菅 満治 <sup>①</sup> 竹内 章 <sup>①</sup> 永峰 久隆 <sup>①</sup> 中野 良教 <sup>①</sup> 村山 恵一 <sup>①</sup>

## 総代の属性別構成比

年代別	30歳代1.2%、40歳代3.6%、50歳代21.6%、60歳代26.5%、70歳以上46.9%
業種別	不動産業48.1%、建設業16.8%、卸売業・小売業12.0%、専門・技術サービス業10.8%、 宿泊業3.6%、製造業2.4%、運輸業2.4%、生活関連サービス業1.2%、その他2.4%
職業別	会社役員77.1%、個人・その他22.8%

## 総代の定数と任期

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は70人以上100人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。なお、令和5年6月30日現在の総代数は83名で、会員数は10,547名です。
- 信用金庫運営に、より深い見識を持った総代を維持し、かつ、会員の多様な意見を経営に活かしていくため、総代の定年制を導入しています。

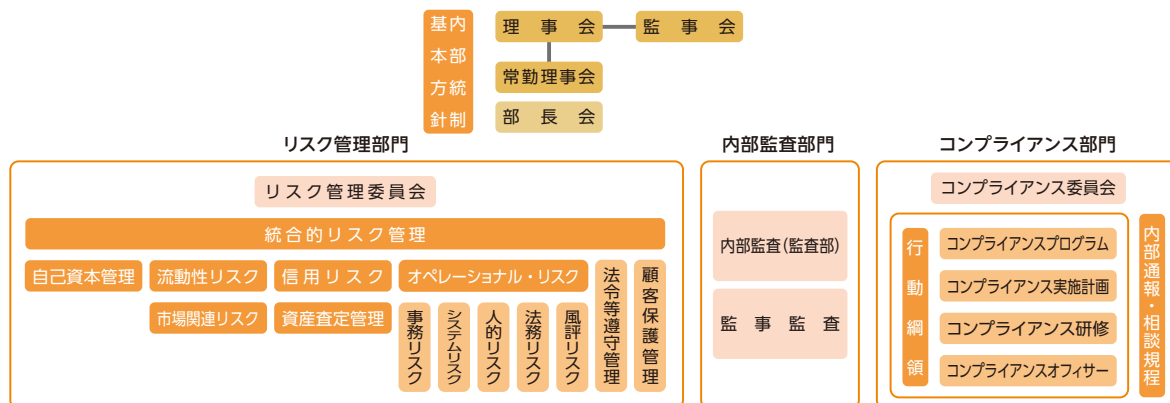
## 総代候補者選考基準

1. 総代候補者は、当金庫の会員でなければならない
2. 総代として総代会等に出席可能な方
3. 協同組織金融機関の運営に理解ある方で
  - (1) 当金庫顧客組織（三協会・ビジネスクラブさんきょう等）の役員・委員をお引受けいただいている方
  - (2) 地域社会で役員・委員を務める方（町会、消防団、保護司、商店会等）
  - (3) 業界、商工会、その他団体（反社会的勢力は除く）の役員・委員を務める方
  - (4) 専門的知識（弁護士、公認会計士、医師等）をお持ちの方
  - (5) その他総代候補者選考委員が適格と認めた方

# 内部管理体制について

## 内部管理体制

当金庫は、地域のお客様から信頼され安心してお取引をしていただけるよう公共性と健全性の維持に努めています。また、地域金融機関としての役割を全うし、その信頼性、安全性を確保維持するため自ら責任をもって内部管理体制の確立に努めています。



当金庫は、「内部統制基本方針」を制定し、営業担当から独立した「コンプライアンス部門」「内部監査部門」「リスク管理部門」が職務執行状況の検証を行い業務運営にあたっています。また金庫の立場からその社会的責任は最も重要であるとの考えから各種法令はもちろん社会的規範や企業倫理を守っていくため、法令遵守(コンプライアンス)体制の強化を図っています。

### 内部統制基本方針

当金庫は、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に基づき、当金庫の業務の健全性・適切性を確保するための体制の整備に係る基本方針を以下のとおり定めています。

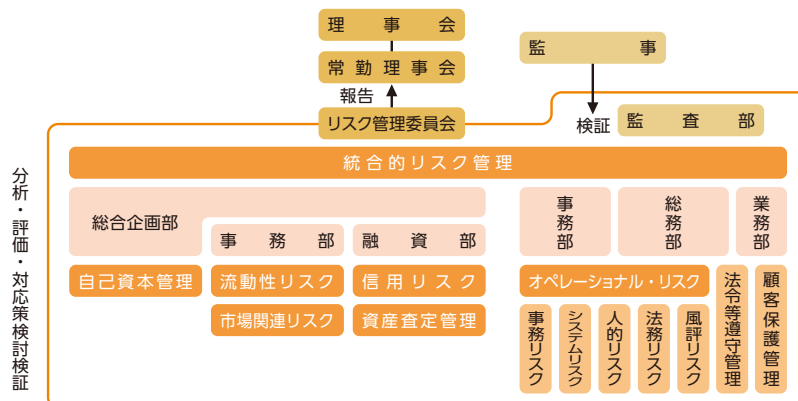
1. 理事及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員等の理事からの独立性確保と当該職員に対する監事の指示の実効性確保に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制の確保
8. 前項の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職員職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実行的に行われることを確保するための体制

## リスク管理体制

社会環境が大きく変化している中で、地域のお客様のお役に立つことを第一義に、経営の健全性の確保と収益性の向上のため適切な業務運営に努めています。業務運営に影響を及ぼす様々なリスクを適切に把握し、その発生の未然防止や影響の最小化、再発防止策などを講じることを重要な課題としています。当金庫では、各リスクが経営に与える重要性を踏まえ、毎月リスク管理委員会にて報告・協議を行い、必要に応じ理事会、常勤理事会にて協議を行っています。また、リスク管理委員会の内容については理事会等で報告し、情報の共有化を図っています。

リスクとは業務運営上の結果が予測しにくい不確実なものであります。そのリスクに備えながら適切な業務運営を実施するため、過去のデータなどを分析、評価するとともに、定量化による見える化などの対応をとっています。

また、大規模災害、重大なシステム障害や風評リスク等の不測の事態に対しては、「危機管理計画対応要領(コンティンジェンシープラン)」を定めています。自然災害発生時には人身の安全等と顧客保護を最優先課題とし、自然災害以外の危機に対しては窓口業務の継続を優先し、早期にリスク回避を図ることを基本方針としています。



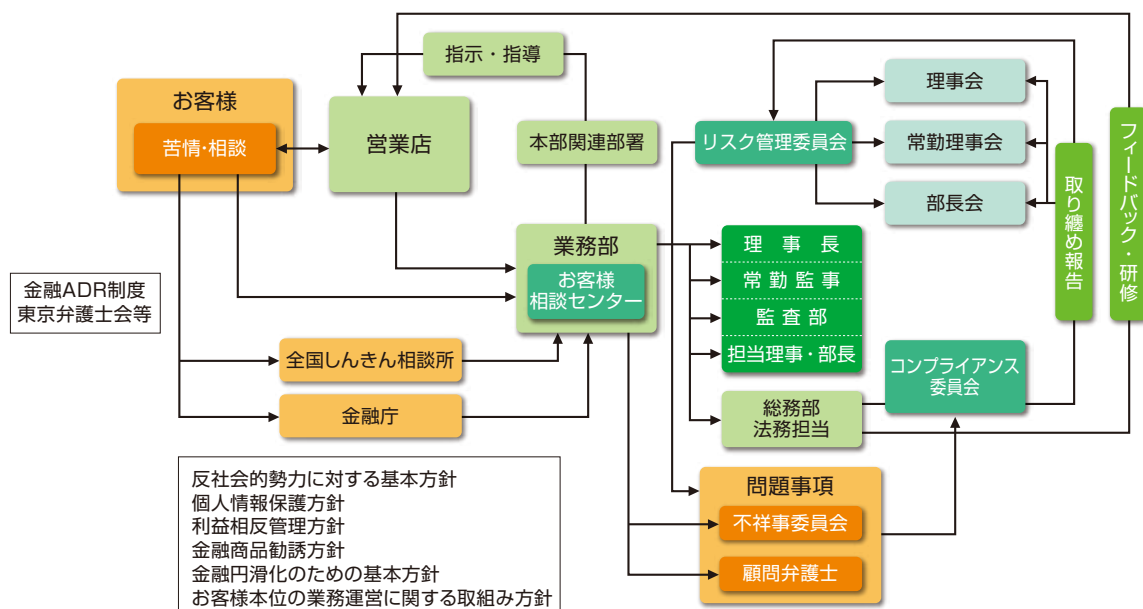
## 法令等遵守(コンプライアンス)の体制

当金庫の法令等遵守の最高決議機関は理事会です。その下に常勤理事会、部長会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、不祥事委員会を設置しています。法令等遵守の最高責任者を理事長とし、統括部署は総務部法務担当となり、遵守状況のチェック体制を確立しています。本部各部の責任者は部長、営業店の責任者を店長として、責任者の率先垂範のもと、お客様保護が私達の使命と自覚し、日々法令等遵守に取り組んでいます。

法令等遵守体制の実効性を確保するために「東京三協信用金庫行動綱領」「コンプライアンスプログラム」「コンプライアンスマニュアル」を制定するとともに、「コンプライアンス実施計画」に基づき研修等を実施し役職員の法令等遵守体制の向上に努めています。また、企業倫理やコンプライアンスに関する幅広い知識と経験、判断力を持ち合わせた専門家としての認定を受けた「コンプライアンスオフィサー」を全部店に配置し、その徹底を図っています。また、内部通報制度を確立し、積極的に法令違反などを察知し、適切な処理を行う態勢を整備するために「内部通報・相談規程」を定め、法令等遵守体制の適切性を確保しています。

## 顧客保護管理体制

お客様からの苦情や相談・要望等に適切に対応し、公正かつ誠実に対処し、迅速な対応を心がけ、お客様の利便性の向上に努めています。また、当金庫は「お客様相談センター」を設け、フリーダイヤルによりお客様からのご相談・ご意見・苦情などの受付を行っています。



## 金融ADR制度における当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置

当金庫は、お客様からのご要望・苦情等につきまして「営業店」または「お客様相談センター」「お問合せメール」などで承っております。

紛争の解決については当金庫営業日(9時～17時)に「お客様相談センター」「全国しんきん相談所(一般社団法人 全国信用金庫協会)」にご相談いただければ下記弁護士会にお取次ぎいたします。各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能であり、また東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や案件を移す方法(移管調停)などがあります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ各東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談センターにお尋ねください。

- |                   |                          |                   |              |
|-------------------|--------------------------|-------------------|--------------|
| ● お客様相談センター       | 0120-0889-18             | ● 東京弁護士会 紛争解決センター | 03-3581-0031 |
| ● お問合せメールアドレス     | info@sankyoshinkin.co.jp | ● 第一東京弁護士会 仲裁センター | 03-3595-8588 |
| ● 全国しんきん相談所       | 03-3517-5825             | ● 第二東京弁護士会 仲裁センター | 03-3581-2249 |
| (一般社団法人 全国信用金庫協会) |                          | ● 特定非営利活動法人       |              |
|                   |                          | 証券・金融商品あっせん相談センター | 0120-64-5005 |

※証券業務に関する苦情・紛争は日本証券業協会からあっせん等の委託を受けた「証券・金融商品あっせん相談センター」でも受付けております。

## 主要な事業内容

1. 預金および定期積金の受入
2. 資金の貸付(手形貸付、証書貸付、当座貸越等)および手形の割引
3. 内国為替業務(送金為替、当座振込及び代金取立等)
4. 有価証券投資業務
5. 代理業務
  - ①日本銀行歳入代理店業務
  - ②地方公共団体の公金取扱業務
  - ③株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
  - ④日本政策金融公庫等の代理貸付業務
6. 国債等公共債の引受業務ほか窓口販売業務
7. 保護預りおよび貸金庫業務
8. 保険の窓口販売
9. 電子債権記録業に係る業務
10. その他法令で定められた付随業務

## 主な商品・サービス

### ■ 事業者向けご融資

種類	特長	融資金額	期間
当座貸越	事業者カードローン 信用保証協会の保証により、事業資金にご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	1年または2年
手形割引 (電子記録債券割引)	一般商業手形、電子記録債権の割引をご利用いただけます。		
手形貸付	仕入資金などの短期資金にご利用いただけます。		
証書貸付	設備資金などの長期資金にご利用いただけます。		
代理貸付	日本政策金融公庫、信金中央金庫などの代理貸付制度を取り扱っています。		
各種制度資金	東京都および区・市の制度融資を取扱っています。		

融資金額や貸出期間、条件などは、営業店担当者にご相談ください。

### ■ 個人向けご融資

ローン名	特長	ご利用限度額	期間	担保・保証
さんきょう 子育て支援ローン	入学金、授業料、受験料、お稽古の費用、就学用住居の家賃・敷金など、子育て全般にわたりご利用いただけます。	300万円以内(一世帯)	8年以内	無担保 要連帯保証人
多目的 さんきょうフリーローン	お使いみち自由 (おまとめ資金・事業資金も含まれます)	500万円以内	10年以内	一般社団法人しんきん保証基金
さんきょうビジネスローン 自由自在	経営者・個人事業主向けサポートローン お使いみち自由(事業資金も含まれます)	500万円以内	10年以内	株式会社クレディセゾン
省エネサポートローン さんきょうエコライフ	太陽光発電・オール電化住宅・燃料電池などの省エネ住宅設備導入にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	一般社団法人しんきん保証基金
さんきょうきゃっする (カードローン)	お使いみち自由 限度額以内であればローンカードで何回でもご利用いただけます。	500万円以内	5年更新	信金ギャランティ株式会社
カードローン	同上	残高スライド型: 10万円以上 300万円以内(10万円単位) 極度スライド型: 10万円以上 100万円以内(10万円単位)	3年更新	一般社団法人しんきん保証基金
さんきょう シルバーきゃっする	お使いみち自由(事業性の資金にはご利用いただけません)満60歳以上69歳以下の方で当金庫にて年金を受給されている方。	50万円以内	3年更新	信金ギャランティ株式会社
さんきょう ライフローン 500	お買いもの、レジャーなど目的によりご利用いただけます(証書貸付方式)。	500万円以内	5年以内	一般社団法人しんきん保証基金
さんきょう 住宅ローン	新築、増改築、土地・建物の購入、他行借入の切替の際にご利用いただけます。	10,000万円以内 8,000万円以内	35年以内 35年以内	全国保証株式会社 一般社団法人しんきん保証基金
さんきょう カーローン	自動車・バイクの購入、車検の際等にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	一般社団法人しんきん保証基金
さんきょう教育ローン	お子様の学費等にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内	一般社団法人しんきん保証基金

(令和5年6月30日現在)

## 預金商品

種類	特長	期間等
総合口座 (普通預金/定期預金)	普通預金と定期預金を1冊にセットした口座です。定期預金の90% (最高500万円)まで、自動的にご融資が受けられます。	出し入れ自由
普通預金	お財布、家計簿代わりにご利用ください。各種公共料金の自動支払、給与・各種年金等のお受取に便利です。	出し入れ自由
決済用普通預金 (無利息型)	預金保険制度によって全額保護される利息のつかない普通預金です。自動振替等一般の普通預金と同じ機能があります。	出し入れ自由
当座預金	ご商売には欠かせない預金です。小切手・手形などのお支払、代金の取立にご利用ください。	出し入れ自由(お引出は小切手・手形の発行によります)
通知預金	ごく短期間まとまった金額の運用にご利用ください。お引き出しは、ご連絡の2日後となります。	7日以上
納税準備預金	納税に備える専用の預金です。	納税時
貯蓄預金	一定の金額を最低残高として出し入れ自由な預金です。	出し入れ自由
スーパー定期預金	3年、4年、5年もののお利息は半年複利で有利に計算されます(個人のみ)。	1ヶ月から5年以内
変動金利定期預金	預入日より6ヶ月毎ごとに金利が見直しされます。3年ものは、お利息が半年複利で有利に計算されます(個人、定型のみ)。	1,2,3年もの(単利・複利)
期日指定定期預金	1年複利の定期預金です。1年据置期間経過後、1ヶ月前の予告で一部払出もできます(個人のみ)。	3年以内 (据え置き期間1年含む)
大口定期預金	1千万円以上のまとまった資金を安全に運用できます。	1ヶ月から5年以内
年金あんしん定期預金 「あんしん350」	当金庫で公的年金をお受け取りいただいている方に、お一人さま350万円まで、店頭表示金利に0.10%を上乗せします。	1年
福祉あんしん定期預金 「あんしん350Ⅱ」	マル優対象者の方に、お一人さま350万円まで、店頭表示金利に0.20%を上乗せします。	1年
みまもり定期預金 「ことぶき」	特殊詐欺等の未然防止を目的とした定期預金です。お一人さま50万円～1,000万円まで、普通預金から定期預金(通帳式もしくは証書式)へお振替すると、店頭表示金利に0.05%を上乗せします。契約時65歳以上の方に限ります。	1年 (自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します)
相続定期預金 「つながり」	当金庫又は他の金融機関での相続手続きにより取得した資産を原資にお預けただ方に店頭表示金利に1年もの0.05%、2年もの0.075%、3年もの0.10%を上乗せします。	1年・2年・3年 (自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します)
定期積金	将来の生活設計・事業拡張のために、目標を定め、毎月無理のない積立で必要な資金作りにご利用ください。	6ヶ月～5年(60ヶ月)
さんきょうだい100	預金目標額100万円以上の蓄財型定期積金です。コツコツ貯めて大きく増やせます。満期時に定期預金へお振替すると、店頭表示金利に0.10%を上乗せします(1年間)。	1年(12ヶ月)～5年(60ヶ月)
さんきょう 子育て支援定期積金	店頭表示金利に0.10%を上乗せします。また、本定期積金契約後、満期までの間に「さんきょう子育て支援ローン」をご利用される場合、取扱金利を当金庫基準金利より0.50%優遇します。	3年(36ヶ月)～5年(60ヶ月)
一般財形預金	貯蓄目的は自由で給料やボーナスから天引きで積み立てる預金です(課税対象)。	3年以上
財形年金預金	ゆとりある老後のための計画的貯蓄です。一定の要件を満たせば非課税特典がご利用できます。	5年以上
財形住宅預金	住宅プランに最適です。毎月計画的にお積み立てください。一定の要件を満たせば非課税特典がご利用できます。	5年以上

(令和5年6月30日現在)

## ■ 内国為替業務

当金庫の本支店をはじめ、日本全国の金融機関をオンラインで結ぶネットワークにより迅速で正確な送金、振込、代金取立等の為替業務を行っています。また、全国の信用金庫が提携して、全国の信用金庫ATMおよびCDの利用手数料を無料\*にする「しんきんゼロネットサービス」を実施しています。

- しんきんゼロネットサービスご利用時間帯  
平 日／8：45～18：00 の入出金  
土曜日／9：00～14：00 の出金  
※サービスご利用時間帯以外は手数料がかかります。



## ■ インターネット向けサービス

### 特 長

#### インターネットバンキング

#### 個人向け

パソコンや携帯電話、スマートフォンから振込や残高照会、各種料金支払い等が可能です。

#### 事業者向け

ご利用のパソコンから振込、給与振込や残高照会、各種料金支払い等が可能です。

#### さんきょうでんさいサービス

電子記録債権法に基づき「でんさいネット」を利用して提供する決済サービスです。手形や売掛債権を電子記録として扱い、事業の利便性向上やコスト削減に役立ちます。

## ■ その他の主なサービス

### 特 長

#### しんきんテレホンサービス

アンサーサービス：電話やFAXで振込通知や残高照会ができます。  
ホームバンキング：会社やご家庭のパソコンで振込や残高照会等ができます。  
テレホンバンキング：電話で残高照会や資金移動等ができます。

#### 貸金庫

資産の安全な保管にご利用ください。

#### ATM振込

ATMで振込めば、窓口での振込手数料よりお安くなります。

#### デビットカードサービス

現在お手持ちのキャッシュカードを利用して、加盟店でのお買い物やサービス料金などのお支払いが手数料なしでご利用できます。

#### クレジットカード

しんきん VISA カード・しんきん JCB カードなど各種クレジットカードを取り扱っております。

#### 自動受取りサービス

給与・年金・配当金等がご指定の預金口座に自動的に振込まれます。

#### 自動支払いサービス

ご指定の預金口座から、電気・ガス・水道・電話・NHKの5大公共料金をはじめ、税金・保険料・各種クレジットなどの自動支払いができます。

#### しんきん自動集金サービス

口座振替の利用による集金代行サービスです。

#### 定額自動送金

毎月ご指定日に指定先へ一定金額の送金ができます。

#### 保険代理店業務

シニアサポーター……………さんきょう友の会会員向け団体傷害保険  
しんきんグッドすまいる……………住宅ローン関連の火災保険  
しんきんグッドパスポート……………海外旅行の傷害保険  
医療保険EVER Prime……………医療保険  
生きるためのがん保険Days 1(デイズワン) ……がん保険

(令和5年6月30日現在)

## ■ 主な手数料のご案内

※記載の手数料には消費税(10%)相当額が含まれています。

### ● 振込手数料

		5万円未満	5万円以上
窓口ご利用	当金庫同一店舗内宛	無料	無料
	当金庫他店舗宛	220円	440円
	他金融機関宛	495円	660円
	至急扱い(電信) 文書扱い(付帯物件付)	660円	770円
ATMご利用 インターネットバンキングご利用	当金庫同一店舗内宛	無料	無料
	当金庫他店舗宛	110円	330円
	他金融機関宛	385円	550円
振込・送金組戻	1件につき		660円

### ● 代金取立手数料(各1通につき)

代金取立	440円
取立手形組戻	1,100円
取立手形不渡返却	1,100円
依頼返却	1,100円
異議申立預託手続	5,500円
電子交換所不参加金融機関取立	1,100円

### ● 再発行手数料

預金通帳	1冊	1,100円
預積金証書	1枚	1,100円
キャッシュカード等 <sup>※1</sup>	1枚	1,100円
貸金庫カード <sup>※1</sup>	1枚	1,100円

※1 各カードの磁気ストライプが、読み取り不良となった場合は無料です。ただし、ICキャッシュカードの磁気読み取り不良は有料となります。

### ● 個人情報開示手数料

取引履歴	1枚	440円
氏名・住所・生年月日等		880円
取引残高	特定日ごと	2,200円
その他の項目	1項目ごと	1,100円
郵送する場合		実費

※所要費用が手数料額を超える場合は、別途、実費をいただきます。

### ● 円貨両替手数料

窓口利用	1～500枚	330円
	501～1,000枚	660円
	1,001枚以上	500枚毎に330円加算

### ● 融資事務手数料

融資条件変更等手数料 (各1件につき)	住宅・消費ローン繰上返済手数料 <sup>※3</sup>	5,500円
	固定金利から変動金利への変更	5,500円
	証書貸付返済方法変更	5,500円
	固定金利選択型固定金利適用期間終了後再度固定金利選択	5,500円
	住宅ローン完済手数料(借り換え) <sup>※4</sup>	33,000円
	融資繰上一部返済手数料 <sup>※5</sup>	5,500円
	融資期日前全額返済手数料 <sup>※5</sup>	11,000円
	条件変更手数料 <sup>※6</sup>	5,500円
不動産担保変更手数料 <sup>※7</sup>	11,000円	
<sup>※3</sup> 融資ご完済も含まれます。 <sup>※4</sup> 残高5,000千円以上で他行への借り換えの場合。 <sup>※5</sup> 手数料をいただかない場合があります。詳細は窓口にお問い合わせください。 <sup>※6</sup> 受付1回につき。 <sup>※7</sup> 不動産担保の各種変更手続きの際必要となります。		

担保物件取扱手数料	設定事務手数料 <sup>※8</sup>	1案件につき	55,000円
	抹消事務手数料(当金庫職員立会いの場合) <sup>※8</sup>		11,000円

※8 該当物件が当金庫営業区域外の場合、別途実費をいただきます。

### ● 手形・小切手等発行手数料

小切手帳	1冊(50枚綴)	1,650円
手形帳(約束・為替)	1冊(25枚綴)	1,100円
マル専当座	口座開設(1口座)	3,300円
	手形1枚あたり	1,100円
自己宛小切手	1枚あたり	1,100円

### ● 証明書発行手数料(各1通につき)

残高証明書	550円
融資内定証明書	3,300円
融資支払利息証明書	550円
取引履歴明細交付	110円
遺産分割前相続預金払戻し証明書	550円

### ● 各種サービス基本手数料

インターネットバンキング	個人向け	無料
	法人向け	月額 2,200円
さんきょうでんさいサービス	月額基本料	無料
アンサーサービス	1口座	月額 1,100円
ホームバンキング	1口座	月額 1,100円
しんきん自動集金サービス	月額	1,650円
	請求1件あたり	165円

### ● 未利用口座管理手数料

2年以上お取引のない普通預金口座 <sup>※2</sup>	年額	1,320円
--------------------------------	----	--------

※2 以下の場合は対象外となります。  
 ・当該預金口座の残高が1万円以上ある場合  
 ・同一支店で他にお預かり預金(定期預金等)がある場合  
 ・お借入がある場合

(令和5年6月30日現在)

## ■ 経営の内容 (財務諸表)

### 貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	第98期(4.3.31現在)	第99期(5.3.31現在)
<b>(資産の部)</b>		
現 金	2,883	2,688
預け金	32,077	36,642
買入金銭債権	230	178
有価証券	22,072	21,528
国債	901	888
地方債	5,140	5,242
社債	11,860	12,262
株式	457	522
その他の証券	3,712	2,612
貸出金	116,357	115,365
割引手形	18	13
手形貸付	1,312	1,282
証書貸付	114,108	112,986
当座貸越	917	1,084
その他資産	1,006	1,023
未決済為替貸	70	89
信金中金出資金	714	714
前払費用	14	20
未収収益	164	156
その他の資産	41	42
有形固定資産	7,745	8,417
建物	1,106	1,037
土地	5,888	5,888
建設仮勘定	601	1,375
その他の有形固定資産	149	115
無形固定資産	23	32
ソフトウェア	20	29
その他の無形固定資産	3	3
繰延税金資産	277	354
債務保証見返	884	869
貸倒引当金	△389	△324
(うち個別貸倒引当金)	(△56)	(△7)
資産の部合計	183,167	186,777



## 貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	第98期(4.3.31現在)	第99期(5.3.31現在)
<b>(負債の部)</b>		
預金積金	165,872	169,559
当座預金	1,610	2,173
普通預金	75,127	75,240
貯蓄預金	112	85
通知預金	124	83
定期預金	77,023	79,818
定期積金	11,009	11,745
その他の預金	865	413
借入金	1,867	1,772
借入金	1,867	1,772
その他負債	410	497
未決済為替借	61	61
未払費用	26	25
給付補填備金	7	8
未払法人税等	48	124
前受収益	58	62
払戻未済金	24	29
払戻未済持分	0	1
職員預り金	95	90
資産除去債務	47	48
その他の負債	40	45
賞与引当金	45	43
退職給付引当金	425	406
役員退職慰労引当金	194	84
睡眠預金払戻損失引当金	6	8
偶発損失引当金	4	1
店舗等建替損失引当金	16	-
再評価に係る繰延税金負債	1,130	1,130
債務保証	884	869
<b>負債の部合計</b>	<b>170,859</b>	<b>174,375</b>
<b>(純資産の部)</b>		
出資金	998	971
普通出資金	998	971
利益剰余金	9,028	9,392
利益準備金	1,023	998
その他利益剰余金	8,004	8,393
特別積立金	5,390	5,390
(NFS 積立金)	(250)	(250)
(事務機械化積立金)	(20)	(20)
(職員教育積立金)	(20)	(20)
(経営安定化積立金)	(2,000)	(2,000)
(店舗建築積立金)	(300)	(300)
当期末処分剰余金	2,614	3,003
処分未済持分	△5	△0
会員勘定合計	10,022	10,363
その他有価証券評価差額金	△29	△ 278
土地再評価差額金	2,316	2,316
評価・換算差額等合計	2,286	2,038
<b>純資産の部合計</b>	<b>12,308</b>	<b>12,402</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>183,167</b>	<b>186,777</b>

## 貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については総平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

建物	3年～65年
その他	2年～50年

- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規程に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。上記以外の債権についても、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、各営業店(営業関連部署)のほか融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は280百万円であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、債務者の信用リスクの増大が懸念される状況を踏まえ、影響が顕在化した特定業種に属する要注意先の債務者に対する債権について、一定の仮定に基づいて今後1年間の貸倒損失の増加額を見積り、一般貸倒引当金を追加計上しております。これに伴う一般貸倒引当金の額は、107百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針(平成27年3月26日)」に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)
 

年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426百万円
差引額	△66,857百万円
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和4年3月分)
 

	0.0816%
--	---------

③補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年04月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金15百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給付の額に乗じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 店舗等建替損失引当金は、建替中の本店本部建物の土壌改良等の支出に備えるため計上しておりますが、当事業年度において取崩して支出し、余剰金を戻入益としてその他の特別利益に計上しております。

- 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益及びその他の負債として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

- 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 

貸倒引当金	324百万円
-------	--------

 (上記のうち新型コロナウイルス感染症の影響を主因として信用リスクが高まった債務者に対する引当 107百万円)  
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。貸倒引当金の算定における主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大の影響により、信用リスクが高まった債務者に対する追加的な貸倒引当金の主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症が債務者の事業に与える影響であり、感染拡大防止のために大きな影響を受けている特定の業種に対して追加的な貸倒引当金を計上しています。新型コロナウイルス感染症による影響は、概ね1年間には継続するものと仮定して見積っております。なお、新型コロナウイルス感染症の収束見込み等に関して、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権・債務はありません。

16. 有形固定資産の減価償却累計額 2,211百万円
17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの)であって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の買付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。))であります。
 

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,209百万円
危険債権額	681百万円
三年以上延滞債権額	1百万円
貸出条件緩和債権額	854百万円
合計額	2,745百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三年以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三年以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三年以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13百万円であります。

19. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 

担保に供している資産	有価証券	503百万円
	その他資産	32百万円
	預け金	2,000百万円
担保資産に対応する債務	その他の預金	23百万円
	普通預金	2百万円
	借入金	1,772百万円

上記のほか、為替決済の取引の保証金として、定期預け金3,000百万円を差し入れております。

20. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準価額に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 433百万円

21. 出資1口当たりの純資産額 638円34銭
22. 金融商品の状況に関する事項

- (1)金融商品に関する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の統合的リスク管理をしております。

- (2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理  
当金庫は、融資諸規程及び信用リスク管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用管理は、各営業店および融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、信用管理の状況については、リスク管理委員会にてチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理  
(i)金利リスクの管理  
当金庫は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理規程及び諸要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、BPV分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでリスク管理委員会及び理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理  
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、総合企画部で市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報  
当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測しております。当金庫のVaRはヒストリカルシミュレーション法(保有期間240営業日、信頼期間99%、観測期間5年)により算出しております。当金庫は、計測した総リスク量と自己資本総額との対比によるリスク状況の把握・管理をしており、令和5年3月31日(当事業年度の決算日)現在の当金庫の自

己資本総額10,783百万円に対し、市場リスク量(損失額の推計値)は743百万円、その他のリスク量を合わせた全体は2,707百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理  
当金庫は、統合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項  
令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。  
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	36,642	36,677	35
(2) 買入金銭債権 貸倒引当金(*2)	178 △0		
	178	178	△0
(3) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券(*3)	1,138 20,380	1,134 20,380	△4 -
	21,518	21,514	△4
(4) 貸出金(*1) 貸倒引当金(*4)	115,365 △324		
	115,041	116,044	1,003
金融資産計	173,381	174,415	1,033
(1) 預金積金	169,559	169,542	△17
(2) 借入金(*1)	1,772	1,744	△27
金融負債計	171,332	171,287	△45

(\*1) 預け金、貸出金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(\*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(\*4) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券、投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.と25.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金は固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入に想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	9
信金中央金庫出資金(*1)	714
合 計	723

(\*1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	26,737	9,665	240	-
買入金銭債権	50	127	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	200	938
その他有価証券のうち満期があるもの	1,388	7,609	3,451	7,034
貸出金(*2)	16,393	35,786	23,932	37,222
合 計	44,571	53,188	27,824	45,196

(\*1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

(\*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で償還予定額が見込めないもの及び期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*1)	157,901	11,510	147	-
借入金	95	355	377	944
合 計	157,997	11,865	525	944

(\*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、25.も同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	238	259	20
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	900	874	△25
合 計		1,138	1,134	△4

その他有価証券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	513	300	212
	債券	4,664	4,630	34
	国債	701	694	7
	地方債	935	927	7
	社債	3,028	3,008	19
	その他	682	642	40
小計	5,861	5,572	288	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	13,728	14,331	△603
	国債	186	196	△9
	地方債	4,307	4,600	△293
	社債	9,234	9,534	△300
	その他	790	800	△9
小計	14,518	15,131	△612	
合 計	20,380	20,704	△324	

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
外国証券	1,080	24	24
合 計	1,080	24	24

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,623百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が709百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金有税償却	130 百万円
退職給付引当金	113
その他有価証券評価差額金	107
役員退職慰労引当金	23
賞与引当金	12
資産除去債務	13
減価償却の償却超過額	10
その他	16
繰延税金資産小計	428
評価性引当額	△71
繰延税金資産合計	357

繰延税金負債	
有形固定資産	2
繰延税金負債合計	2
繰延税金資産の純額	354

28. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	0百万円
顧客との契約から生じた債権	1百万円
契約負債	9百万円

29. 会計上の見積りの変更

偶発損失引当金は、従来、責任共有債権に対し、債務者区分ごとの毀損実績から算出した実績率に基づき算出しておりましたが、引当率を見積もるための実績データが整備され、より実態に即した将来の支払見込額を把握することが可能となったことから当事業年度から責任共有債権の代位弁済実績率に基づいて算定した額を計上することとしております。この変更により、従来の方と比べて、当事業年度の偶発損失引当金が5百万円減少しています。

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第98期(3.4.1~4.3.31)	第99期(4.4.1~5.3.31)
<b>経常収益</b>	<b>2,657,157</b>	<b>2,894,723</b>
資金運用収益	2,436,432	2,540,371
貸出金利息	2,193,276	2,248,749
預け金利息	22,225	22,731
有価証券利息配当金	161,716	201,844
その他の受入利息	59,213	67,045
役務取引等収益	199,099	190,534
受入為替手数料	73,815	66,422
その他の役務収益	125,284	124,112
その他業務収益	12,605	26,764
国債等債券売却益	755	—
国債等債券償還益	55	28
その他の業務収益	11,795	26,735
その他経常収益	9,019	137,052
貸倒引当金戻入益	—	63,386
償却債権取立益	5,100	67,682
株式等売却益	—	—
その他の経常収益	3,918	5,982
<b>経常費用</b>	<b>2,350,824</b>	<b>2,355,193</b>
資金調達費用	35,560	34,615
預金利息	19,310	18,407
給付補填備金繰入額	3,606	4,162
借入金利息	11,994	11,424
その他の支払利息	649	620
役務取引等費用	73,477	69,899
支払為替手数料	20,533	16,684
その他の役務費用	52,944	53,215
その他業務費用	5,591	28,825
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	102	24,819
その他の業務費用	5,489	4,005
<b>経 費</b>	<b>2,041,584</b>	<b>2,052,477</b>
人件費	1,271,155	1,307,578
物件費	646,117	636,167
税 金	124,310	108,731
その他経常費用	194,610	169,375
貸倒引当金繰入額	66,516	—
貸出金償却	115,683	156,830
株式等売却損	2,146	—
その他の経常費用	10,264	12,544
<b>経常利益</b>	<b>306,332</b>	<b>539,529</b>

(単位：千円)

科 目	第98期(3.4.1~4.3.31)	第99期(4.4.1~5.3.31)
特別利益	67,100	5,900
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	67,100	5,900
特別損失	21	14,662
固定資産処分損	21	0
減損損失	—	14,662
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	373,410	530,766
法人税、住民税及び事業税	61,249	128,200
法人税等調整額	40,951	19,046
法人税等合計	102,200	147,246
当期純利益	271,210	383,520
繰越金(当期首残高)	2,343,718	2,619,877
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	2,614,929	3,003,398

## 【損益計算書の注記】

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引はありません。
- 出資1口当たり当期純利益19円51銭
- 新型コロナウイルス感染症の影響へ対応する経済対策として導入された「民間金融機関における無利子・無担保融資制度」に伴い、自治体から受け取る利子補給金は貸出金利息として計上しております。
- その他の特別利益5,900千円は、店舗等建替損失引当金戻入益であります。
- 今後予定している本店本部建物の竣工に伴い、新宿支店内の仮本部内装資産等が使用終了となるため、14,662千円の減損損失を計上したものであります。

## 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第98期(3.4.1~4.3.31)	第99期(4.4.1~5.3.31)
当期末処分剰余金	2,614,929,337	3,003,398,076
法定準備金限度超過取崩額	24,773,000	27,150,650
計	2,639,702,337	3,030,548,726
剰余金処分額	19,824,858	19,371,541
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年2.0%) 19,824,858	(年2.0%) 19,371,541
繰越金(当期末残高)	2,619,877,479	3,011,177,185

令和4年6月21日開催の第98期通常総代会及び、令和5年6月20日開催の第99期通常総代会で承認を得た、令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監事の監査並びに太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月20日

東京三協信用金庫 理事長

中島 久喜

## ■ 主要な事業の状況を示す指標

### 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	2,568,545千円	2,566,261千円	2,760,849千円	2,657,157千円	2,894,723千円
業務純益	489,207千円	313,020千円	219,487千円	496,752千円	633,226千円
経常利益	466,769千円	166,218千円	212,609千円	306,332千円	539,529千円
当期純利益	60,643千円	88,166千円	180,420千円	271,210千円	383,520千円
出資総額	1,063百万円	1,039百万円	1,023百万円	998百万円	971百万円
出資総口数	21,260千口	20,793千口	20,474千口	19,979千口	19,436千口
会員数	11,365会員	11,216会員	11,148会員	10,923会員	10,551会員
純資産額	12,110百万円	11,955百万円	12,152百万円	12,288百万円	12,610百万円
総資産額	173,226百万円	169,704百万円	181,619百万円	182,283百万円	185,908百万円
預金積金残高	156,544百万円	153,136百万円	165,057百万円	165,872百万円	169,559百万円
貸出金残高	101,940百万円	103,622百万円	112,479百万円	116,357百万円	115,365百万円
有価証券残高	23,177百万円	21,724百万円	22,653百万円	22,072百万円	21,528百万円
単体自己資本比率	8.53%	8.40%	8.50%	8.43%	8.53%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	1.0円	1.0円	1.0円	1.0円	1.0円
役員数	10名	10名	10名	9名	9名
うち常勤役員数	7名	7名	7名	6名	6名
職員数	166名	170名	177名	174名	170名

(注) 「単体自己資本比率」は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

※純資産額は総代会承認後の出資配当による外部流出を控除した後の金額を記載しています。

※総資産額には債務保証見返は含まれておりません。

## 業務粗利益

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	2,400,872	2,505,755
資金運用収益	2,436,432	2,540,371
資金調達費用	35,560	34,615
役務取引等収支	125,622	120,635
役務取引等収益	199,099	190,534
役務取引等費用	73,477	69,899
その他の業務収支	7,013	△ 2,060
その他業務収益	12,605	26,764
その他業務費用	5,591	28,825
業務粗利益	2,533,508	2,624,330
業務粗利益率	1.47%	1.51%

(注) 1. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

## 業務純益

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度
業務純益	496,752	633,226
実質業務純益	517,462	633,226
コア業務純益	516,754	658,018
コア業務純益（除く投資信託解約損益）	516,754	633,259

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)  
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。  
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額  
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益  
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位：平均残高 百万円、利息 千円、利回り %)

科目	平均残高		利息		利回り	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	171,499	172,833	2,436,432	2,540,371	1.42	1.46
うち貸出金	114,402	114,577	2,193,276	2,248,749	1.91	1.96
うち預け金	33,494	35,885	22,225	22,731	0.06	0.06
うち有価証券	22,633	21,453	161,716	201,844	0.71	0.94
資金調達勘定	168,009	169,673	35,560	34,615	0.02	0.02
うち預金積金	165,999	167,762	22,916	22,570	0.01	0.01
うち借入金	1,916	1,821	11,994	11,424	0.62	0.62

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度689百万円、令和4年度560百万円)を控除して表示しております。

## 利鞘

(単位：%)

科目	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	1.42	1.46
資金調達原価率	1.22	1.19
総資金利鞘	0.19	0.27

## 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

科目	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	100,432	△43,846	56,586	△3,498	107,437	103,938
うち貸出金	103,159	△46,284	56,875	3,344	52,128	55,473
うち預け金	△1,410	△7,246	△8,657	1,586	△1,081	505
うち有価証券	△1,315	1,164	△151	△8,430	48,558	40,127
支払利息	52	△6,773	△6,720	△381	△563	△944
うち預金積金	605	△6,799	△6,193	243	△589	△345
うち借入金	△594	24	△570	△596	26	△570

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法としております。

## 総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位：%)

科目	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.16	0.29
総資産当期純利益率	0.14	0.20

- (注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## 役務取引等収支の内訳

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
役務取引等収益	199,099	190,534
受入為替手数料	73,815	66,422
その他の受入手数料	125,284	124,112
役務取引等費用	73,477	69,899
支払為替手数料	20,533	16,684
その他の支払手数料	2,507	1,011
その他の役務取引等費用	50,436	52,203
役務取引等収支	125,622	120,635

## その他の業務収支の内訳

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
その他業務収益	12,605	26,764
うち国債等債券売却益	755	—
うち国債等債券償還益	55	28
その他業務費用	5,591	28,825
うち国債等債券売却損	—	—
うち国債等債券償還損	102	24,819
うち国債等債券償却	—	—
その他の業務収支	7,013	△2,060

## 経費の内訳

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
人件費	1,271,155	1,307,578
報酬給与手当	973,743	980,447
退職給付費用	46,438	42,566
その他	250,974	284,564
物件費	646,117	636,167
事務費	262,340	282,456
固定資産費	144,316	141,737
事業費	41,171	44,673
人事厚生費	19,563	20,205
固定資産償却	128,553	123,693
その他	50,171	23,400
税金	124,310	108,731
合 計	2,041,584	2,052,477

## 預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

科 目	令和3年度	令和4年度	
預 貸 率	期 末 値	70.14	68.03
	期 中 平 均 値	68.91	68.29

(注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}} \times 100$

## 預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

科 目	令和3年度	令和4年度	
預 証 率	期 末 値	13.30	12.69
	期 中 平 均 値	13.63	12.78

(注) 1. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}} \times 100$

## 会員・会員外預金積金

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
会 員	69,542	71,621
会 員 外	96,330	97,938
合 計	165,872	169,559

## 会員・会員外貸出金

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
会 員	114,827	113,796
会 員 外	1,529	1,569
合 計	116,357	115,365



## 預金に関する指標

### 流動性預金、定期性預金、その他の預金の平均残高

(単位：百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
流動性預金	77,723	76,992
うち有利息預金	71,670	70,593
定期性預金	87,975	90,453
うち固定金利定期預金	77,022	79,084
うち変動金利定期預金	3	2
その他	300	316
合計	165,999	167,762

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金  
     固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
     変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金  
 3. 譲渡性預金はございません。

### 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位：百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
定期預金	77,023	79,818
固定金利定期預金	77,021	79,817
変動金利定期預金	2	1

### 預金者別残高・構成比

(単位：残高 百万円、構成比 %)

区分	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	116,777	70.4	118,776	70.0
法人	49,095	29.5	50,783	29.9
内 一般法人	43,749	26.3	45,931	27.0
内 金融機関	1,495	0.9	1,387	0.8
内 公金	3,850	2.3	3,464	2.0
合計	165,872	100.0	169,559	100.0

### 科目別預金残高・構成比

(単位：残高 百万円、構成比 %)

科目	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	1,610	0.9	2,173	1.2
普通預金※	75,127	45.2	75,240	44.3
貯蓄預金	112	0.0	85	0.0
通知預金	124	0.0	83	0.0
納税準備預金	56	0.0	44	0.0
別段預金	809	0.4	368	0.2
定期預金	77,023	46.4	79,818	47.0
定期積金	11,009	6.6	11,745	6.9
合計	165,872	100.0	169,559	100.0

※うち決済用預金（普通預金無利息型）の残高は、令和3年度：4,271百万円、令和4年度：5,124百万円です。

### 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
財形貯蓄残高	1	0

## 貸出金等に関する指標

### 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

(単位：百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
手形貸付	1,222	1,234
証書貸付	112,284	112,335
当座貸越	875	989
割引手形	19	17
合計	114,402	114,577

### 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
貸出金	116,357	115,365
変動金利	76,174	74,863
固定金利	40,182	40,502

### 担保の種類別の貸出金残高

(単位：百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	1,378	1,157
不動産	83,385	81,355
信用保証協会・信用保険	14,002	13,193
保証	327	1,816
信用	17,262	17,843
合計	116,357	115,365

### 担保の種類別の債務保証見返額

(単位：百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	-	-
不動産	851	836
信用保証協会・信用保険	-	-
保証	0	0
信用	32	32
合計	884	869

### 使途別の貸出金残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

区分	令和3年度		令和4年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	76,123	65.4	76,538	66.3
運転資金	40,233	34.5	38,827	33.6
合計	116,357	100.0	115,365	100.0

### 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：残高 百万円、構成比 %)

業種区分	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	62	1,373	1.1	64	1,320	1.1
農業、林業	1	2	0.0	1	2	0.0
建設業	261	7,748	6.6	256	8,119	7.0
情報通信業	47	566	0.4	50	479	0.4
運輸業、郵便業	18	626	0.5	19	793	0.6
卸売業、小売業	182	5,294	4.5	175	5,007	4.3
金融業、保険業	5	591	0.5	5	577	0.5
不動産業	753	67,359	57.8	815	72,063	62.4
物品賃貸業	3	48	0.0	2	22	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	93	1,925	1.6	96	1,835	1.5
宿泊業	43	6,430	5.5	37	4,272	3.7
飲食業	197	2,796	2.4	202	2,633	2.2
生活関連サービス業、娯楽業	102	1,246	1.0	104	1,282	1.1
教育、学習支援業	20	448	0.3	17	505	0.4
医療、福祉	57	1,176	1.0	59	1,380	1.1
その他のサービス	115	2,580	2.2	115	2,246	1.9
小計	1,959	100,215	86.1	2,017	102,542	88.8
個人	1,486	16,141	13.8	1,352	12,823	11.1
合計	3,445	116,357	100.0	3,369	115,365	100.0

(注) 1. 個人の貸出金残高には各業種の消費資金残高を含んでいます。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

# 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

当金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの額の合計額

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- (2) 危険債権
- (3) 三月以上延滞債権(貸出金のみ)
- (4) 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)
- (5) 正常債権

## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)		保全率(%) (b)/(a)	引当率(%) (d)/(a-c)
				担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	1,177	1,177	1,125	52	100.00	100.00
	令和4年度	1,209	1,209	1,206	3	100.00	100.00
危険債権	令和3年度	647	644	640	4	99.57	59.43
	令和4年度	681	671	666	4	98.44	30.22
要管理債権	令和3年度	68	45	42	3	67.38	14.38
	令和4年度	854	561	515	46	65.74	13.64
三月以上延滞債権	令和3年度	-	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和3年度	68	45	42	3	67.38	14.38
	令和4年度	854	561	515	46	65.74	13.64
小計(A)	令和3年度	1,892	1,867	1,807	60	98.68	70.68
	令和4年度	2,745	2,442	2,388	54	88.95	15.13
正常債権(B)	令和3年度	115,400					
	令和4年度	113,544					
総与信残高(A)+(B)	令和3年度	117,293					
	令和4年度	116,289					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

# 有価証券に関する指標

## 商品有価証券

商品有価証券はございません。

## 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め の無いもの	合計
国債	令和3年度	200	404	101	-	-	194	-	901
	令和4年度	200	302	-	99	98	186	-	888
地方債	令和3年度	-	506	-	-	98	4,534	-	5,140
	令和4年度	-	503	100	-	575	4,062	-	5,242
社債	令和3年度	804	1,852	3,097	2,274	710	3,120	-	11,860
	令和4年度	988	2,149	3,660	920	1,757	2,785	-	12,262
株式	令和3年度	-	-	-	-	-	-	457	457
	令和4年度	-	-	-	-	-	-	522	522
外国証券	令和3年度	-	601	395	98	200	934	1,121	3,351
	令和4年度	199	497	393	200	-	938	-	2,230
その他の証券	令和3年度	-	-	-	-	-	-	360	360
	令和4年度	-	-	-	-	-	-	382	382
合計	令和3年度	1,005	3,365	3,594	2,373	1,008	8,784	1,940	22,072
	令和4年度	1,388	3,453	4,155	1,219	2,431	7,973	905	21,528

## 有価証券平均残高

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
国債	1,015	835
地方債	5,224	5,349
社債	12,337	12,291
株式	310	310
外国証券	3,402	2,323
その他の証券	342	342
合計	22,633	21,453

## 有価証券の取得価額、時価及び評価損益

### 1. 売買目的有価証券

売買目的有価証券はございません。

### 2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種類		令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	834	900	66	238	259	20
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	300	291	△8	900	874	△25
合計		1,134	1,191	57	1,138	1,134	△4

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

### 3.子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はございません。

### 4.その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	令和3年度			令和4年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	329	171	157	513	300	212
	債 券	8,363	8,285	77	4,664	4,630	34
	国 債	707	700	6	701	694	7
	地 方 債	1,791	1,765	25	935	927	7
	社 債	5,864	5,819	44	3,028	3,008	19
	外 国 証 券	1,256	1,199	56	300	299	0
	そ の 他	360	342	18	382	342	40
	小 計	10,309	9,998	311	5,861	5,572	288
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	119	129	△10	—	—	—
	債 券	9,538	9,795	△257	13,728	14,331	△603
	国 債	194	196	△2	186	196	△9
	地 方 債	3,348	3,454	△105	4,307	4,600	△293
	社 債	5,995	6,145	△149	9,234	9,534	△300
	外 国 証 券	960	980	△19	790	800	△9
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	10,618	10,905	△287	14,518	15,131	△612
合 計	20,927	20,904	23	20,380	20,704	△324	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、優先出資及び投資信託です。  
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

### 5.市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	9	9
組合出資金	—	—
合 計	9	9

### 金銭の信託

取扱はございません。

### 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引等の取扱はございません。

### 外国為替取扱高

取扱はございません。

### 関連会社

該当する関連会社はございません。

# 自己資本の充実に関する事項

## 自己資本の概要

当金庫の自己資本は、特別積立金、繰越金等利益の積み上げによるものを主としています。令和4年度末の自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

## 【自己資本の構成及び単体自己資本比率】

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,002	10,344
うち、出資金及び資本剰余金の額	998	971
うち、利益剰余金の額	9,028	9,392
うち、外部流出予定額 (△)	19	19
うち、上記以外に該当するものの額	△5	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	333	316
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	333	316
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	310	155
<b>コア資本に係る基礎項目の額 (イ)</b>	<b>10,645</b>	<b>10,815</b>
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	23	32
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23	32
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
<b>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</b>	<b>23</b>	<b>32</b>
自己資本		
<b>自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)</b>	<b>10,621</b>	<b>10,783</b>
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	121,294	121,569
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,596	1,596
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	△720	△720
うち、上記以外に該当するものの額	2,316	2,316
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,653	4,799
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
<b>リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)</b>	<b>125,948</b>	<b>126,369</b>
自己資本比率		
<b>自己資本比率 ((ハ)/(ニ))</b>	<b>8.43%</b>	<b>8.53%</b>

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。  
 なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

発行主体	東京三協信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	971 百万円

## 自己資本の充実度に関する事項

### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

## 【信用リスク・アセット及び所要自己資本の額】

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計(オフ・バランス取引を含む)	121,294	4,851	121,569	4,862
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	119,031	4,761	119,973	4,798
1. ソブリン向け	424	16	480	19
2. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,414	256	7,274	290
3. 法人等向け	20,124	804	19,830	793
4. 中小企業等向け及び個人向け	6,443	257	5,978	239
5. 抵当権付住宅ローン	907	36	846	33
6. 不動産取得等事業向け	65,563	2,622	66,224	2,648
7. 三月以上延滞等	493	19	953	38
8. 取立未済手形	14	0	17	0
9. 信用保証協会等による保証付	433	17	421	16
10. 出資等	516	20	516	20
出資等のエクスポージャー	516	20	516	20
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
11. 上記以外	17,695	707	17,427	697
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,200	48	1,200	48
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	851	34	851	34
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	693	27	886	35
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	14,950	598	14,489	579
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC 要件適用分	-	-	-	-
非 STC 要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	666	26	-	-
ルック・スルー方式	666	26	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2,316	92	2,316	92
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△720	△28	△720	△28
⑥CVA リスク相当額を 8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	4,653	186	4,799	191
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	125,948	5,037	126,369	5,054

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行等です。  
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。  
 <オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法> 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数  
 6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### (1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「融資規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクを計測するため、当金庫が貸出金の将来の貸倒を見込んで損失として処理している部分（引当・償却）を除いた、想定外の損失額や担保下落リスクを算出し、信用リスク管理に活用しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、毎月開催しているリスク管理委員会で協議・報告を行い、理事会への報告を行なっています。また、必要に応じて常勤理事会または理事会で協議する態勢を整備しております。

### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)

### 【信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高】

#### <業種別及び残存期間別>

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及 その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		その他					
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	4,040	4,086	1,383	1,329	2,502	2,602	-	-	154	154	16	68
農業、林業	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	8,321	8,776	8,020	8,375	300	400	-	-	-	-	-	186
電気、ガス、熱供給、水道業	701	901	-	-	701	901	-	-	-	-	-	-
情報通信業	1,203	1,063	566	479	400	400	-	-	236	184	-	-
運輸業、郵便業	1,625	2,090	660	826	930	1,230	-	-	34	34	-	-
卸売業、小売業	5,951	5,552	5,350	5,050	601	501	-	-	-	-	16	-
金融業、保険業	35,635	39,122	609	592	4,137	3,642	-	-	30,888	34,888	-	-
不動産業	71,053	76,024	70,047	75,018	800	800	-	-	205	205	274	425
物品賃貸業	58	30	58	30	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2,043	1,943	2,043	1,943	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	6,434	4,276	6,434	4,276	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	2,960	2,830	2,960	2,830	-	-	-	-	-	-	13	12
生活関連サービス業、娯楽業	1,560	1,582	1,360	1,382	200	200	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	548	680	448	580	100	100	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	1,551	1,728	1,551	1,728	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	2,796	2,433	2,794	2,432	-	-	-	-	1	1	16	15
国・地方公共団体等	11,797	13,145	-	-	9,663	10,444	-	-	2,134	2,700	-	-
個人	16,614	12,824	16,614	12,824	-	-	-	-	-	-	4	-
その他	11,454	11,920	309	207	-	-	-	-	11,144	11,712	-	-
<b>業種別合計</b>	<b>186,354</b>	<b>191,017</b>	<b>121,217</b>	<b>119,913</b>	<b>20,337</b>	<b>21,223</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>44,798</b>	<b>49,811</b>	<b>341</b>	<b>709</b>
1年以下	35,950	37,653	19,833	17,138	1,025	1,433	-	-	15,091	19,081	-	-
1年超3年以下	36,327	38,453	21,432	25,510	3,395	3,442	-	-	11,500	9,500	-	-
3年超5年以下	17,163	17,548	13,575	13,200	3,588	4,182	-	-	-	165	-	-
5年超7年以下	14,446	12,957	11,826	11,484	2,380	1,233	-	-	240	240	-	-
7年超10年以下	15,035	15,105	13,949	12,631	1,010	2,473	-	-	75	-	-	-
10年超	47,942	46,320	39,003	37,862	8,938	8,457	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	19,489	22,979	1,597	2,084	-	-	-	-	17,892	20,895	-	-
<b>残存期間別合計</b>	<b>186,354</b>	<b>191,017</b>	<b>121,217</b>	<b>119,913</b>	<b>20,337</b>	<b>21,223</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>44,798</b>	<b>49,811</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。なお、信用保証協会による保証付エクスポージャーは含まれていません。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。

4. CVARリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

6. 残存期間別で延滞貸付は「期間の定めのないもの」に計上しています。

7. 貸出金・債券は計上未収利息を含みます。

8. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。



【一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

(単位：百万円)

科目		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	312	333	-	312	333
	令和4年度	333	316	-	333	316
個別貸倒引当金	令和3年度	25	56	14	10	56
	令和4年度	56	7	1	54	7
合計	令和3年度	337	389	14	322	389
	令和4年度	389	324	1	387	324

【貸出金償却の額】

(単位：千円)

令和3年度	115,682
令和4年度	156,830

【業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等】

(単位：百万円)

区分	令和3年度					令和4年度				
	個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却
	期首残高	当期増加額 <sup>注1</sup>	当期減少額	期末残高		期首残高	当期増加額 <sup>注1</sup>	当期減少額	期末残高	
製造業	0	0	0	0	-	0	0	0	0	5
建設業	-	36	-	36	91	36	-	36	-	-
卸売業、小売業	8	0	8	0	2	0	-	0	-	-
不動産業	8	16	8	16	13	16	3	16	3	0
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	6	-	-	-	-	4
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	146
飲食業	1	-	1	-	1	-	2	-	2	-
個人	6	2	6	2	-	2	1	2	1	-
合計	25	56	25	56	115	56	7	56	7	156

(注)1. 当期増加額は全額洗替え方式のため、期末残高と同一になっております。  
 2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 3. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

【リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等】

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	26,849	-	26,638
10%	-	5,821	-	6,089
20%	32,762	1,184	38,150	1,289
35%	-	2,587	-	2,413
50%	6,423	-	6,109	0
75%	-	8,321	-	7,484
100%	1,903	99,915	1,903	100,075
150%	-	306	-	508
250%	-	277	-	354
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	41,089	145,264	46,163	144,853

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める「融資規程」「融資事務取扱要領」「不動産担保評価要綱」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、一般社団法人しんきん保証基金や独立行政法人住宅金融支援機構等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

### 【信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの状況】

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,320	1,094	2,404	3,365	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	1,052	1,049	—	—	—	—
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	311	252	458	495	—	—	—	—
④中小企業等向け及び個人向け	585	575	431	1,052	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	8	8	23	17	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	264	226	—	—	—	—	—	—
⑦3月以上延滞等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧上記以外	152	31	439	749	—	—	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保については簡便手法を用いています。

## 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### リスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫の具体的な派生商品取引は、有価証券関連取引の中の投資信託に構成されている一部の外国為替関連取引であり、市場リスク及び信用リスクの影響は限定的であります。なお、お客様との取引については、派生商品取引を取り扱っておりません。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	与信相当額	与信相当額
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	—	—	—
グロス再構築コストの額の合計額	—	—	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—	—	—
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
①派生商品取引合計	—	—	—	—
(i)外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(注)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含まれておりません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有する貸出債権などを裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することを指します。当金庫において該当する取引はございません。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### リスク管理の方針及び手続の概要

出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金等が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び一定の株価等の下落を想定し発生する予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況についてリスク管理委員会並びに常勤理事会に報告するとともに投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余資運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### 【出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等】

(単位：百万円)

区 分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式等	令和3年度	-	-	437	599	162	172	10
	令和4年度	-	-	437	682	244	244	-
非上場株式等	令和3年度	-	-	205	209	4	4	-
	令和4年度	-	-	205	213	8	8	-
合 計	令和3年度	-	-	642	809	166	176	10
	令和4年度	-	-	642	895	253	253	-

区 分		その他有価証券で時価のないもの等	
		貸借対照表計上額	
上場株式等	令和3年度	-	
	令和4年度	-	
非上場株式等	令和3年度	724	
	令和4年度	724	
合 計	令和3年度	724	
	令和4年度	724	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 信金中金優先出資は、その他有価証券で時価のあるものに含めております。  
 3. 信金中金普通出資等は、その他有価証券で時価のないもの等に含めております。  
 4. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含まれておりません。

### 【子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等】

該当ございません。

### 【出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額】

(単位：百万円)

区 分		売却益	売却損	株式等償却
出資等エクスポージャー	令和3年度	-	2	-
	令和4年度	-	-	-

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

### 【リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額】

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,080	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## 金利リスクに関する事項

### 1. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動により金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、すべての金利感応資産・負債を金利リスクの管理対象とし、重要性を踏まえて月次で金利リスクを計測しております。これらの金利リスクの測定については、 $\Delta$ EVE(※1)、 $\Delta$ NII(※2)、VaR(※3)といった金利リスク指標を用いております。

当金庫においては、金利リスクが経営に与える重大性を認識し、適宜、対応を講じる態勢としております。計測した金利リスクの状況を、毎月リスク管理委員会で報告・協議するとともに、必要に応じ経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

※1 IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※2 IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※3 資産を一定期間保有したときに起こりうる予想最大損失額を計測する手法をいいます。

### 2. 金利リスクの算出手法の概要

#### (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE および $\Delta$ NII に関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期及び最長の金利更改満期  
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年、最長の金利更改満期は5年です。
- 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提  
金融庁が採用する保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
金融庁が採用する保守的な前提を採用しています。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
- スプレッドに関する前提  
リスクフリーレートと金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE および $\Delta$ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提  
当該事項はありません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta$ EVE は、保有資産のデデュレーションが短期化したことから減少しています。また、最大値が上方パラレルシフトからスティープ化となりました。 $\Delta$ NII に大きな変動はございません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
当期の重要性テスト( $\Delta$ EVE の最大値/自己資本の額)の結果は、基準値である自己資本の額の20%以内に収まっております。

#### (2) $\Delta$ EVE および $\Delta$ NII 以外の金利リスク計測に関する事項

- 金利ショックに関する説明  
当金庫では、 $\Delta$ EVE、 $\Delta$ NII に加え、VaR を用い金利による時価変動リスク量を算定しています。  
VaR の算出にあたっては、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味  
VaR 計測の主な前提  
・信頼区間：99.0%、観測期間5年、保有期間240営業日  
・ヒストリカル・シミュレーション法を採用。  
VaR により計測した金利リスクについては、信用リスクやその他のリスクと共に、統合的リスク管理の枠組みの中で、自己資本の額に照らして許容可能な水準に収まるよう管理しております。

## 【IRRBB(銀行勘定の金利リスク)の状況】

(単位：百万円)

項番		$\Delta$ EVE		$\Delta$ NII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	1,460	1,090	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	467	503
3	スティープ化	1,311	1,139		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,460	1,139	467	503
8	自己資本の額	令和3年度 10,621		令和4年度 10,783	

(注)1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定量的な開示事項」の項目に記載しております。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、また外生的事象により当金庫が被るリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討するとともに、理事会への報告を行っております。また、必要に応じて経営陣へ報告する態勢を整備しております。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 報酬等に関する事項

### 報酬体系について

#### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員の支払総額の最高限度額を決定しています。

その上で、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法 b. 支払い手段 c. 支払時期

#### (2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	155

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。(期中に退任した者を含む。)

2. 左記の内訳は、「基本報酬」95百万円「退職慰労金」60百万円となっています。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労金引当金の合計額です。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

#### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者はいませんでした。

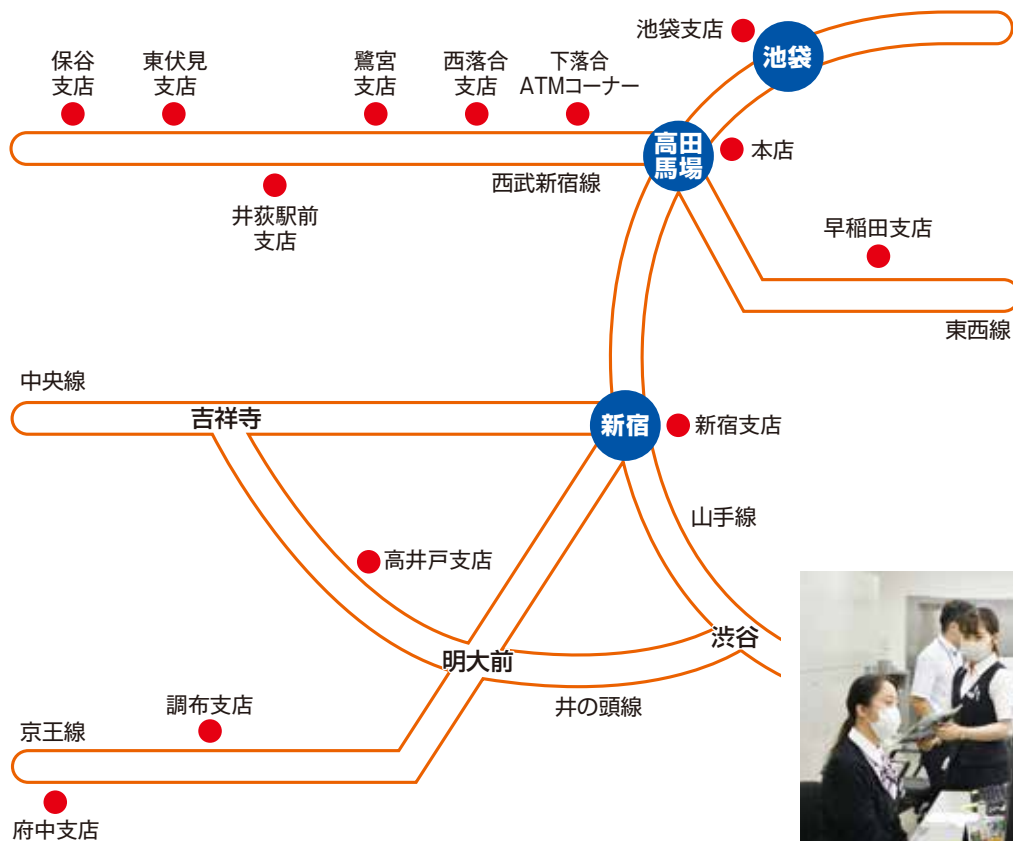
# 法定開示項目掲載ページ一覧

## 【信用金庫法施行規則第132条】

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 事業の組織	3
ロ. 理事、監事の氏名及び役職名	3
ハ. 事務所の名称及び所在地	46
2. 金庫の主要な事業の内容	19
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げる事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	7~8
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を 示す指標として次に掲げる事項	29
①経常収益②経常利益又は経常損失③当期純利益又は当 期純損失④出資総額及び出資総口数⑤純資産額⑥総資産 額⑦預金積金残高⑧貸出金残高⑨有価証券残高⑩単体自 己資本比率⑪出資に対する配当金⑫職員数	
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として 次に掲げる事項	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
・ 業務粗利益及び業務粗利益率	29
・ 業務純益、実質業務純益、コア業務純益及び コア業務純益（除く投資信託解約損益）	30
・ 資金運用収支、役員取引等収支 及びその他業務収支	30~31
・ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利鞘	30
・ 受取利息及び支払利息の増減	30
・ 総資産経常利益率	30
・ 総資産当期純利益率	30
(2) 預金に関する指標	
・ 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	32
・ 固定金利定期預金、変動金利定期預金 及びその他の区分ごとの定期預金の残高	32
(3) 貸出金等に関する指標	
・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	33
・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	33
・ 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、 不動産、保証及び信用の区分をいう）の 貸出金残高及び債務保証見返額	33
・ 用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう）の 貸出金残高	33
・ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	33
・ 預貸率の期末値、期中平均値	31
(4) 有価証券に関する指標	
・ 商品有価証券の種類別の平均残高	35
・ 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式及び 外国証券その他の証券の区分をいう）の 平均残高、残存期間別残高	35
・ 預証率の期末値及び期中平均値	31
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ. リスク管理の体制	17
ロ. 法令等遵守の体制	18
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組の状況	9~14
二. 金融ADR制度における当金庫の苦情処理措置 および紛争解決措置	18

5. 金庫の直近2事業年度における財産に関する次に掲げる事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	23~28
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び (1) から (4) までに掲げるものの額の合計額	34
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ）	
(4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	
(5) 正常債権	
ハ. 自己資本の充実状況について金融庁長官が別に 定める事項	37
【定性的な開示事項】	
・ 自己資本の構成に関する事項	37
・ 自己資本調達手段の概要	38
・ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	38
・ 信用リスクに関する事項	39
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び 手続きの概要	41
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	41
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	42
・ 出資その他に類するエクスポージャー又は株式等 エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び 手続きの概要	42
・ 金利リスクに関する事項	43
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	44
【定量的な事項】	
・ 自己資本の構成に関する事項	37
・ 自己資本の充実度に関する事項	38
・ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び エクスポージャーの主な種類別の内訳	39
・ 信用リスク削減手法に関する事項	41
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	41
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	42
・ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	42
・ リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	43
・ 金利リスクに関する事項（IRRBBの状況）	43
二. 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、 時価および評価損益	
・ 有価証券	35~36
・ 金銭の信託	36
・ 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に 掲げる取引	36
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
ヘ. 貸出金償却の額	40
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 または損失金処理計算書について会計監査人の 監査を受けている場合にはその旨	28
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産 の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に 定めるもの	44

# 店舗一覧



本部	〒160-0022 新宿区新宿 2-18-3 (新宿支店 2~5階)	03-6384-2031 (代)	調布支店 <sup>※</sup>	〒182-0026 調布市小島町 1-31-3	042-483-6511
本店 (仮店舗)	〒169-0075 新宿区高田馬場 2-17-15 唐橋ビル 1階	03-3200-7121	東伏見支店	〒202-0014 西東京市富士町 2-11-12	042-462-1555
(本店版 ATMコーナー)	〒169-0075 新宿区高田馬場 2-18-11 稲門ビル 1階	連絡先 (本店 03-3200-7121)	府中支店	〒183-0015 府中市清水が丘 3-26-15	042-365-8111
(下落合 ATMコーナー)	〒161-0033 新宿区下落合 1-16-7		保谷支店	〒202-0011 西東京市泉町 2-14-19	042-423-1911
新宿支店	〒160-0022 新宿区新宿 2-18-3	03-3356-6711	早稲田支店	〒169-0051 新宿区西早稲田 1-9-18	03-3204-2211
井荻駅前支店	〒167-0023 杉並区上井草 1-24-2	03-3390-4111	鷺宮支店	〒165-0031 中野区上鷺宮 1-4-2	03-3999-2011
高井戸支店	〒168-0072 杉並区高井戸東 4-8-18	03-3333-8811	西落合支店	〒161-0031 新宿区西落合 2-10-1	03-5996-2711
			池袋支店	〒171-0021 豊島区西池袋 5-4-6	03-3984-3551

※調布支店は、11:30より12:30まで窓口を休止しています。  
(令和5年6月30日現在)

## 営業地区

東京都 区に存する地域および  
立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 小金井市 小平市 東村山市 国分寺市 西東京市  
国立市 狛江市 清瀬市 東大和市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市  
埼玉県 新座市

ホームページアドレス：<https://www.shinkin.co.jp/sankyo/>

お客様相談センター：[☎0120-0889-18](tel:0120-0889-18) (受付 9:00~17:00 金融機関休業日は除く)

キャッシュカード：[03-6433-1979](tel:03-6433-1979) (しんぎんサービスセンター)  
夜間・休日緊急連絡先



東京三協信用金庫

この街との“つながり”が誇りです



環境に優しい「植林紙」と  
「植物油インク」を使用しています。